第9日目(9月15日)

議 長(阿部久夫君) おはようございます。延会前に引き続き、本会議を再開いたします。

議 長 ただいまの出席議員数は25名でございます。これから本日の会議を開きます。

なお、若井達男君より家事都合のため午前欠席、病院事業管理者、公務のため欠席の届が 出ておりますのでこれを許します。

(午前9時30分)

議 長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

質問順位15番、議席番号20番・牛木芳雄君。

牛木芳雄君 おはようございます。昨日、民主党の代表選挙が行われました。大方の予想に反しまして菅総理が圧倒的な勝利を収めたわけであります。この14日間の選挙戦を通じて菅総理は、1にも2にも3にも雇用だということを訴えておりました。まさにそのとおりであります。しかし、円高が進み本当に日本の経済が大丈夫なのか心配をしているところであります。農業についてもいえることでありますが、戸別所得補償制度、あるいは農業の六次産業化、そして食料自給率の50パーセントをマニフェストに掲げたわけであります。これらのことも踏まえて、きちっとした日本のかじ取りを行っていただきたいと思うわけであります。

1 米価下落の対応について

それでは通告にしたがいまして一般質問をさせていただきます。まず、最初に米価下落の対応についてであります。いよいよ待ちに待ちました米の収穫が始まりました。1年間の総決算ともいうべき実りの秋であります。でも、どうしてもその喜びがふつふつと湧いてきません。年々米価が下がり続けて、平成15年産の農家手取り3万2,300円余りをピークに下がってまいりました。そして今年は仮渡し段階でついに1万6,500円にまで下がってしまったわけであります。21年産の生産、現時点では1万9,200円であります。この1万6,500円の仮渡し、この数字とて、後ほどたんと精算金が入るという保証はありません。

集荷見込額を仮渡金ベースでしてみますと、JAしおざわ、あるいは魚沼みなみ合計で約23万俵、5億円の収入減であります。自己販売の方も大勢おるわけでありますし、あるいは自由販売の方も大変おります。これらを含めますと、この取れ秋に市内の農家に入るお金、これは私は10億円にものぼる減収になるのではないかというふうに思っております。6~7年前のそれと比べましても、まさに雲泥の差があるわけであります。

地域の中の経済が厳しい状況、農家の収入減はその金額以上に地域に与える経済の打撃は大きい、私はそのように思います。現在、米の持ち越し在庫は21年産で30万トン。そして今年産、過剰作付けといわれる面積が3万8,000ヘクタールだといわれています。これをあわせますと約60万トンにも及ぶ過剰米がこの秋に発生をします。この膨大な過剰米でありますが、政府は今年は過剰米対策をとらないこのようにしています。すなわち、米価は

今年も来年も下落するだろうというふうに考えられます。

このような中、特にJA魚沼みなみでは、米の独自販売に力を入れておりまして、全集荷量の73パーセントが独自販売であるというふうに聞いております。しかし、塩沢では全農に委託販売がほとんど頼っているというふうに思います。農協の集荷率も大きな差があります。カントリーの利用率にも大きな差がある。同じ市内にありながら、市の同じ農政の中で販売戦略に大きな温度差がある、このような気がして私はなりません。

販売に関しては南魚沼産のコシヒカリ、これとしてやはりスケールメリットもありますから、そこで1番の質問であります。これは市の農政が指導性を発揮して、南魚沼市としてはこのような販売戦略でいくのだとこういう確たる方針を示して、その方向に向かって二つの農協とも歩調を合わせながらいくのがベターな方向ではないでしょうか。リーダーシップを発揮していってはいかがでしょうか。こういうことであります。

次に今回の仮渡金の額について衝撃的な低価格と、このように市長は表現をしています。 まさに低米価であります。所信表明の中で価格維持対策を訴えていく、このようにしていま すが、どのような方法でどこに行っていくのかお示しをいただきたいと思います。

2 小中学校のグラウンド除草管理について

次に小中学校のグラウンドの除草管理についてお尋ねをいたします。この夏、学区の住民から小学校のグラウンドに除草剤をまいたのであろうが、校庭一面の草が赤茶くなっている。本当に児童に対して安全性は大丈夫なのであろうかという話がありました。なるほど行ってみますと、その姿は余りにも無残であったわけであります。学校敷地内の除草に除草剤を使う。私は一定程度理解をしています。理解をしていますが、これは労費や経費、あるいは簡便性を考えたときに、子どもたちのいない夏休み期間中に散布をしているものだというふうに、私なりに話をしてみました。しかし、一度は正式の場で、すなわちこの議会の場で取り上げるべきだという指摘もありました。ですから今回、私はあえてこの問題を質問させていただきたいと思います。

そこで除草剤の抵抗性といいますか、理解度といいますか、これにはやはり地域差が大変あると思うのです。特に農道あるいは畦畔等に除草剤を使うことが多くあるわけでありますけれども、全く使わない地域、あるいはこの除草剤に頼り切っている地域、両方使う地域、いろいろあると思います。しかし、世間全般として除草剤に対する抵抗性は大きなものがあります。

数年前から農協が中心になって緑の景観づくり運動を推進しています。昨年はご存知のように「天地人」の放映で、大勢の皆さんが都会からこの地を訪れていただきました。日本で最高級ブランド米であるこの地で、茶色の畦畔あるいは農道がないように、特に、特に気をつけるように私たちにお達しが出ていたわけであります。これは都会の消費者からみますと、食料を生産する農地で農道・畦畔等が茶色に枯れていれば、そこにいわば毒をまいて草を枯らしている、このように目に映るのだろうというふうに思います。非常に評判が悪い、評判がよくありません。

まさに今、付加価値を加えて販売をしているJA魚沼みなみの特別栽培米でありますけれども、この栽培田には畦畔、農道に除草剤をまくことを禁止をしています。厳しく禁止をしています。同じことは、ましてや子どもたちが直接肌に触れるグラウンド、あるいは学校敷地内に散布をされて、赤茶色をしているこの枯れた草の上で行動ということになりますれば、やはり地域住民や保護者の皆さんが不安を感じるのは至極当然のことだというふうに思っています。今は一昔前と違いまして農薬の安全性は、使用基準さえ守っていれば十分に確保されているものであります。安全性は高い。これは農水省の登録が取れている農薬を使えばということであります。そこで次のことをお聞きしたい、このように思います。

通告に書いておきました。いったい市内の小中学校の何校のグラウンドで除草剤を使用しているのか。

- 2番目でありますが、そしてその使用回数はいかほどであるか。
- 3番目にこの使用農薬はどんな農薬を、どこから調達をしているのか。
- 4番目でありますが、使用状況を保護者あるいは学区の皆さん方に、その情報をきちんと 公開をしているかということであります。

いちいち手取り除草は不可能であります。経費との兼ね合いもありますが今後の課題として、例えばけん引をして歩くレーキのようなものを頻繁に引きずりながら除草効果を高めていく。そしてなるべく除草剤を使う回数を減らしていく、こういう方法は可能かどうかということであります。

言っておきますけれども、私は除草剤を使うことをだめだと言っているのではありません。 除草剤を否定するわけではありませんけれども、今後の課題としてなるべく少なくしていく 方法はないだろうかということであります。

3 国道17号六日町バイパスについて

3番目でありますが、国道17号六日町バイパスについてであります。昨年の政権交代によって公共事業の見直しの影響で六日町バイパスが遅々として進みません。ほとんど進みません。地元の対策委員の一人として、本当にじれったい思いがあるわけであります。延長5.1キロのこのバイパス、昨年の8月までに1.3キロが暫定開通をしたのみであります。残りの買収済みの用地の管理については、これは極めて管理が不十分であるわけであります。

度々市長もおっしゃっておりますように、国会議員の先生方、あるいは関係機関等に要望活動をしているわけでありますが、本当に感謝をするわけであります。それにしても管理が悪い。農耕上あるいは生活をしていく上で、これを利用している農道、用排水路が使用に耐えない状況であります。その近隣の農家が管理をしているわけでありますが、それとて限度があるわけでありまして大変な状況でございます。

特に今年からはこの事業用地内の草刈り作業が、原則年1回となりました。原則年1回であります。そのために草の身長によってその農道を通ることもままならず、水も通らない、はけない、こういう状態が続いていておってその機能を果たしていません。当たり前のことでありますけれども、自分の土地は自分で管理をする、人に迷惑をかけない。これができて

いません。本当に迷惑千万、地元から度々要望をあげています。市からも恐縮でありますが、 度々要望をあげて強力にお願いをしていただきたい。 このことであります。 以上 3 点一般質 問をいたしました。 よろしくお願いいたします。

市 長 おはようございます。傍聴の皆さん方、大変ご苦労さまです。ありがとうございます。牛木議員の質問にお答え申し上げます。

1 米価下落の対応について

米価下落の対応についての1点目の農協、二つの農協ということであります。これは先般の議会の際にも、関 常幸議員の方からもお話がありました。私としては早く合併をしてもらいたい、一つになってもらいたいということで、農協関係の皆さん方にはそういう話はしておりますけれども。一つはやはり塩沢農協の方では湯沢町も抱えているという部分もありまして、なかなか簡単に合併ということが実現する状況では今のところはないという。

しからば、やはり統一的なイメージできちんとやっていってはどうかということでありますが、これもなかなか、例えば米の販売戦略についても、議員おっしゃったように相対の方を重視しているJA魚沼みなみと、全農販売の方に重点を置いているJAしおざわ、この考え方のまだ溝はそう埋まっておりません。いろいろお聞きをしているのですけれども、一長一短といいますか、いわゆる自己販売的な部分について非常にリスクが大きいというようなことが塩沢農協の関係者の考え方であります。

その辺をどう埋めていくかということでありますけれども、いずれにしてもこの販売戦略 そのものは、やはり南魚沼市内で作られる南魚沼産コシヒカリ、このブランド力はブランド という力は非常にあるわけでありますけれども、品質の統一、あるいは安心・安全部分、こ れらも含めてきちんとやっていかなければならないわけでありますし、おいしい米というこ ともきちんとやらなければならない。

議員もご承知でしょうけれども、たんぱく含有量 6.3 パーセント以下の米づくりとかこういうこともきちんとやってはいるわけですし、それらをアピールしているところでありますけれども、なかなかやはり所帯が二つというのは統一性が取れない部分もございます。先般の魚沼米懇談会の際も、昨日ちょっと申し上げましたが南魚沼産ということに限ったということではないという前段付きながら、品質にやはりばらつきがある。これはやはり統一してほしい。結局、地域名をあげて大変失礼ですけれども、湯沢町から生産される米と塩沢、六日町あるいは大和で生産される米というのは、どうしてもやはり品質や味に差が出るのだろうと思っております。

そういう部分も含めて、本当に難しい対応でありますが、やはりこれはJAあるいは農家の皆さんも含めてその努力をしていただかなければならないわけですので、まずはそこが一番であります。やはり販売については昨日もちょっと申し上げましたが、国内これはもとより一生懸命販売努力を重ねなければならないわけでありますが、海外、国外に向けての販売戦略にも軸足を少しずつ移していかなければならない。そういう思いで今、その交渉というところまではまだいっておりませんけれども、行動を始めたところであります。そういうこ

とを一つ一つ着実に実行しながら販売戦略をきちんと立てて、そして出荷される米はすべて 販売ができる、こういう体制に持っていきたい。

量そのものは昨日もちょっと申し上げました首都圏地域では、やや魚沼産コシの需要といいますが、これが下がりつつあるという、これは景気の動向だろうということであります。名古屋あるいは岐阜では全くそういうことはみえないで、需要の部分はまだまだありますよ、ということでありますので、そういうところも注目をしながらやっていかなければならないと思っております。一挙にこれをやればすぐ解決だという方法はありませんけれども、いずれにしてもおいしい安全な米を、良品質な米を作ってそれを買っていただくと。基本としてはやはりこの地域、すべての田んぼに米を作りたいという思いは変わっておりません。ここが全部米を作ったとしても飽和状態になるとか、過剰になるなどということはまずあり得ないと思っておりますので、そういう方向で鋭意努力をさせていただくということであります。

価格維持の件であります。これも昨日もちょっと触れましたが、いくらでなければならないということは、これはなかなか言えるわけではありませんけれども、農家経済あるいは地域経済に大きな打撃が見通される、そういう部分が出てきたときは、財政出動も含めてこれはやっていかなければならないという思いです。

ただ、それは価格維持につながるわけではありません。一時の押さえであります。価格維持そのものはやはり先ほど申し上げましたように、とにかく売れなければならないわけでありますので、良い米を一生懸命売る努力これ以外にございません。ですので海外部分も含めて、なるべく高く売れるような方法を一生懸命模索していきたい、こういうことであります。 具体的にどうこうということでは、まだ申し上げられる段階ではありませんけれども、そういうことも含めながら価格の維持についても努めていきたいと。いよいよのときは財政出動も辞さないという考え方であります。

- 2 小中学校のグラウンド除草管理について グラウンドの除草関係についてはこの後に教育長から答弁をさせます。
- 3 国道17号六日町バイパスについて

17号バイパスであります。いろいろの要望関係についてはもう議員ご承知でありますので申し上げません。事業の進まない中でのこの買収済みの事業用地の管理、これはやはり今非常に問題になっております。これも議員ご承知でしょうが、直轄地の維持管理方針が、草刈りが全国一律一回とかそういうことをまたやっているわけであります。これについては強く、そういうことでは私たちの地域のそれこそ稲作にも影響が出る。こういうことも含めて、全国一律などという考え方を改めるように。そしてどうしてもやはり1回ということになりますと、これはどうしようもない状況が出ますので。今はそういう方針が出たわけでありますが、それであってもそれは「原則」という言葉があるわけですから、原則に当てはまらない部分もあると。だからとにかく早くいろいろの支障の出ないように、きちんと草刈りもやってもらいたいという話は申し上げてまいりました。

草刈りは一応1度はやっておりますが、今2度目がどういうところがどの程度まで進んで

いるかというのは、ちょっと私がまだ結果を確認したわけではございませんが、事業用地内 はまず草刈りは全部やりまして、それからご承知でしょうが今の八箇峠トンネルの掘削土を そこに敷き詰めて、管理をきちんとしていこうという方向で今やっているところであります。

それにあわせまして、議員おっしゃった事業用地内を横断する水路は仮設の管渠で水路機能を確保する。それは当然ですけれども国でやらせていただくということでありますが。不十分な部分、そういう部分がありましたらまた具体的にお知らせをいただいて、すぐ私どもの方で国の方にきちんとした対応をとるように要望いたしますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上であります。

教育長 2 小中学校のグラウンド除草管理について

グラウンドの除草の管理についてお答えをいたします。私どもといたしましてもできるだけ除草剤は使いたくないのでありますが、各学校とも児童・生徒数が減少いたしておりまして、結果として保護者の人数も随分と減っております。したがいまして、ずっと前のように児童・生徒・保護者あるいは教職員の手による除草というふうなことは、現在もやっているところはありますけれども、それだけで対応するのは極めて無理があります。

また、校務員も夏の期間、どこの学校の校務員もほとんど毎日草刈りをしているのでありますけれども、これも校地が広くてなかなか回りきれない。加えて今学校の校務員は給食センターからの給食の受け取り、あるいは委託先の米飯業者からのご飯の受け取り、牛乳の受け取り、そういったふうなことが毎日午前中あります。なかなかこの作業に集中できないという事情もあります。

そんなことでありますので、除草剤だけに依存している学校はないのでありますけれども、 どうしても除草剤を使わざるを得ないという状況がございます。これが今、現状であります。 ただ、私どもは除草剤についても安全なものを使うというふうなことで努めておりますが、 しかし除草剤というものに対する世間の目はもう数年前と比べ物にならないほど厳しくなっ ておりますので、今後は何らかの除草剤を使わない方法を考えなければいけないと、このよ うに思っております。ただ、具体的などういう方法があるかというのは、今のところ全くめ どが立っておりません。

で、お尋ねの点についてお答えをしたいと思います。小中学校のグラウンドの除草管理は どのくらいの学校でということでありますが、これは26校すべてで使っております。

使用回数でありますが、これはほかの方法との組合せ、あるいは伸びないうちに使うことによって目立たないというふうなことをするか、あるいは回数を減らすという方に重点を置くかで変わってまいりますが、1回というのが2校であります。2回というのが10校、3回が12校、4回が2校であります。回数が多いから悪いとばかりは言えません。回数を減らすためにどうしても伸びてしまったところに散布しますと、いつまでも枯れた茶色い姿が目につくということがございます。

それからどういう農薬を使っているか、どこから買っているかということでありますが、 使っている除草剤につきましてはラウンドアップハイロードで統一しております。議員には おわかりのとおりでありますが、この薬剤は葉緑素にだけ反応をする。地面に落ちれば分解する。したがって人間にも動物にも影響はない。こういうことでありますけれども、しかし、枯れた草がいつまでもその姿を残すという点では同じでありまして、見た目の悪さは一緒であります。どこで買っているかということでありますが、それぞれ最寄りの販売店で買っております。

平成19年7月の校長会でこの除草剤を使う場合には、今申し上げたラウンドアップハイロードに統一するということ、それから散布する回数、量は最小限度にとどめようということ、散布作業は休日又は休日の前の日で児童・生徒が下校した後で行うということ。それから散布後はロープを張り看板を立てるということでありますがこの点はまだなかなか徹底ができていないようであります。

以上について周知して安全確保に努めてきたところでありますが、なかなか除草剤ということに対する世間の目は厳しくなるばかりでありますから、議員にもいろいろご心配をおかけしたということです。保護者や地域住民にその情報を公開しているかとありますが、特別に散布日時当をお知らせしているわけではありません。

それから経費との兼ね合いということと、もうひとつは除草の効果という点で、議員ご指摘のレーキを引く等々のこともそれぞれといいますか、すべての学校がやれるわけではありませんので、手持ちの資材、器材、あるいは近隣のスポーツ施設でそういう器材があるところについてはそれを利用するというふうなかたちでやっておりますが、なかなか十分な効果が今のところ得られておりません。したがいまして、ほかの何かを植えるとかというふうなことも含めた中で対応については検討する必要があるかなと、このように思っております。以上であります。

牛木芳雄君 再質問させていただきます。

1 米価下落の対応について

まず最初の農業問題でありますが、昨日も関議員、笠原議員、同じような質問がありました。これはやはり低米価あるいは仮渡金の衝撃的な減額についての質問で、方向はそれぞれ3者私を含めて3者違ったわけでありますが、言うところはやはり同じところだったというふうに思っています。

それでこの販売戦略でありますが、二つの農協が、委託販売であるか、あるいは独自の販売であるかというところの大きな違いだと思うのです。独自販売の方が今のところはやはり有利販売ができている。付加価値をつけながら販売をしていく。これは長年の付き合いがあったり、あるいは信頼関係があったり、ノウハウがあったりするわけですから、一概にあちらの農協、こちらの農協と歩調を合わせるのは難しいかなというふうに思っています。思っていますが、やはり将来を考えた中、今の農協の合併をもっと広域化するという構想もありますから、そういう面も踏まえてやはりお互いに研究していく時期が来ているのかなというふうに思っています。

それで昨日も議論があったわけですけれども、やはり地域経済、あるいは農家経済に及ぼ

す影響が大きい。市長は昨日の笠原議員の質問に対して、今日も言いましたけれども、財政 出動も考えなければならないというふうな話がありました。ありがたいことだと思っている のですが、市の税金を投入してとよく商工業者の皆さんが言うのですね。農家の方ばかり手 厚い、分厚い補助ということを言います。そうすると、農業者としても余り良い気持ちには ならないわけでありますが、商工業者の皆さんも緊急保証制度等があるわけでありまして、 農家の皆さんも例えば昨日提案のあった農業機械を買うときに利子補給なり、あるいはお金 を借りて買うわけです。普通は買うわけですから、この保証料等々そういうところで補助あ るいは援助ということになれば、私は納税者からも、あるいは商工業者からも納得をいける 方法ではないかななんてぱっと思いましたので、それらも一考であるかなというふうに思っ ています。

3 国道17号六日町バイパスについて

次に17号バイパスの件であります。ありがとうございますが、今、市長言われましたように八箇峠トンネルのズリを今上の方からずっと敷いています。トンネルのズリですから多分しばらくは草は生えないだろうと。何万年だか何十万年前の土を持ってくるわけですから、そうは生えないだろうと思いますけれども、やはりその接したところがなかなかやはり、民地との境のところ、きちんと敷くわけではありませんから、それらも含めて道路あるいは排水路等についても変わらぬ管理の徹底をお願いしたいというところであります。

2 小中学校のグラウンド除草管理について

さて、除草剤の散布の問題であります。すべての学校が利用をしている、ラウンドアップ ハイロードだということであります。ラウンドアップ、モンサントが開発した除草剤であり ますが、この除草剤がいいという方もあれば、悪いという方もそれはいろいろありますから それはそれとしまして。今こうみてみますと、やはり少人数の学校の方が生えているのが多 いような気がするのです。やはり児童、生徒さんが歩き回らないせいだかなというふうに思 っています。

近所に六中があるわけですけれども、グラウンド内はあんまり生えないというふうに私はみています。そしてのり面ですね、敷地が一段高いわけですが、そののり面を本当に校務員の皆さんが夏の暑いときに、何回も何回も草刈りをしてまさに芝生をはり付けたかのようにきれいに刈って本当に頭が下がる思いなのです。全部の学校にそれをしろというのはまたこれも酷なことでありますけれども、校務員の皆さんがそうやっているのは本当にわかります。

わかりますが、その平らな面ですよね。校庭内とかあるいは敷地内、これはやはり先ほど教育長が言われましたようになかなか草取りができない。やはり私はまく方法を考えればもっと少量で効率のいい除草方法があるのではないかと思うのです。教育長が言いましたように草が大きくなってまくと本当に見場が悪い。ただ、2回のところを1回で済むかもわかりません。ただ、その場合にはやはり大量の薬をまかなければならない。例えばもっと小さいときにまけば本当に中圧スプレーで何リッターという量でもって相当まきますから。倍率もそう高くなくてまけますから、そういうところを研究しながらまいた方が、私は見場が悪く

ならないのではないかとそういうふうに思っています。そのまくというのは、その判断は学校長に任せているのか、あるいは校務員の判断でまいているのでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

市 長 1 米価下落の対応について

財政出動的な補助的な部分ということで商工業もある。これはそのとおりであります。一番はやはりそういう面で手薄なのは工業関係の皆さんだと私は思っているのです。商業関係の皆さん方は、それぞれやはり制度的なものもあったり、あるいはプレミアム商品券などというのはそれは消費者の方が恩恵をこうむるのだということではありますけれども、やはり市内に限定をして買ってもらうとか、あるいは大型店は規制部分に入って地元の商店街で買ってもらうとかそういうことも含めれば、商業関係の皆さん方は農業に手厚いということをそうおっしゃらなくてもいいような気がしますけれども、やはり問題は工業関係だと思っております。

そこで、1回目の会議をさせていただいてその後ちょっと中断しておりますが、来年度の 予算に向けてまた工業関係の皆さん方とも、どういう部分にどういう制度を設ければ、皆さ ん方がある意味使い勝手もよくて、そして非常に役に立つと。こういうことを模索しながら やっていかなければならない。

農業は、これは私は常に申し上げておりますように、この地域の基幹産業という位置づけであります。ただ、先ほどちょっと触れましたが、例えばその下落分の補てんをするなんてときには、これはやはり農業を主たる生業としてやっている方でなければ、3反歩や5反歩作っていて、その方にまで全部例えば価格補てんをするとか、そういうことはちょっと考えられない。昨日もいろいろ議論があったわけですけれども、やはり中核農家、担い手農家こういうところにある程度照準を絞らなければいけないなという思いですが。

いずれにしても使わせていただくお金はすべて税金でありますから、納税していただいている皆さん方からきちんと納得していただけるような方法は考えていかなければならないと思っております。

3 国道17号六日町バイパスについて

バイパスの関連であります。確かに器械でならすわけですから、境界部分とか細かいところは非常にまた手が届かない。これは十分考えられますし、そういう事実もあると思いますので、これについても国の方にきちんと働きかけをして、徹底した管理をしてもらうようによく申し上げてお願いをしてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

教育 長 2 小中学校のグラウンド除草管理について

お答えをいたします。除草剤を使う、あるいはいつ使うということの判断は、校長がやっているはずであります。もちろん校長もなかなかそういう経験の少ないケースもありますので、校長が校務員と相談をしてやっているというふうなことも当然あると思いますけれども、校務員だけの判断でやっているということはないはずであります。

それと今ご指摘いただきましたが、地域の皆さんから苦情の電話が入ってくるケースは、

むしろ除草剤の使用回数の少ないところだなと今、思い当たりましたので、ご指摘のように 使う場合には回数だけではなくて、トータルの使用量が少なくて済むようなそういうことを 十分考えなければいけないと、このように今思ったところであります。以上です。

牛木芳雄君 2 小中学校のグラウンド除草管理について

除草管理のことでもう1回再質問させていただきます。ラウンドアップ1本に限定をして使っているということですよね。それはそれで結構ですけれども、今、多様な効能を持つ除草剤がたくさん出ています。もちろん農水省の登録の取れているものでありますし、例えば農協、今専門家がいますから、今はいいものがあって生えないのがあるのです。生えない、生やさない除草剤といいますか。そのまく時期も例えば雪降る前にまいて来年の春生えてこないというのもありますし、その使用については私は専門化にきちっと相談した方が良いのかなというふうに思っています。

いろいろな除草剤を組み合わせてというのもまず一考だと思うのですし、ほかの除草剤を使ってみる、専門家に相談をしてみる。それによって見栄えの悪くならないような除草方法というのもありますし、私が先ほど申し上げましたように、小さいときに少量で殺草してしまう。その方が見栄えは数段良いわけですから、それらも含めて検討を願い、究極には使う回数を減らすということを念頭に置きながらやっていただきたいと、このように思っています。いかがでしょうか。

教育長 2 小中学校のグラウンド除草管理について

良いご助言をいただきました。ありがとうございます。早速専門家と相談をさせていただいて、そして使用量が少なくて、そして草が生えなければ私どもとしては一番良いわけでありますので、そういったことについても今いただきました助言を生かして、早速専門家に相談をしてみたいとこのように思います。ありがとうございました。

議 長 質問順位16番、議席番号17番・腰越 晃君。

腰越 晃君 おはようございます。議長から発言を許されましたので、あらかじめ通告 させていただいた内容について質問をさせていただきます。

子ども・若者育成支援への取り組み

今回については子ども・若者育成支援への取り組みということで質問をいたします。

昨年12月定例会におきましてこの一般質問で、「子ども・若者育成支援推進法」これに対する当市の対応について取り上げました。そのときの確認では、関係部署である子育て支援課、教育委員会を中心に推進法の目的、基本理念及び同法4条の規定である地方公共団体の責務に沿った対応を検討していく。法規定上は努力義務である地域協議会の設置、また「子ども・若者育成支援の計画」この策定に向けて検討を進める旨の考えを示していただきました。

1 カ年近くを経過し、これまでの間で福祉保健部や教育委員会、こうした組織を横断する検討を積み重ね、また、中学卒業後の引きこもりなどの相談業務、保育園における発達障害等の幼児への対応、こうした実践的な行動を始め、多くの取り組みを市が進めていることに対

して評価を申し上げるとともに、その経緯を踏まえた上で改めて現状における市の考えをた だしたく質問をさせていただきます。

少し長くなりますけれども、私の質問を聞いている方々がわかりやすくなるかどうかはその方の判断になると思いますが、少しこの法律について触れてみたいと思います。法律の名前は「子ども・若者育成支援推進法」であります。この法律は第 1 条に目的が掲げられております。その内容はまず、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなす、こうした認識に立つということ。

そして今日、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもたちの問題が深刻な状況にあること。これを踏まえ、子どもたちの健やかな育成と社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援、その他の取り組みについて、その基本理念と国及び地方公共団体の責務を法律の中に明らかにする。これが目的であります。

そしてこの目的の中では、最後に施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者 育成支援推進本部を設置すること等により、ほかの関係法律による施策とあいまって総合的 な子ども・若者育成支援のための施策を推進する。このように述べております。そして続く 第2条におきまして7項目の基本理念を掲げております。

1番目、一人一人の子ども・若者が健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人として自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。

2番目、子どもたちの個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取り扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。

3番目、これは重要な項目であります。子どもたちが成長する過程においては、さまざまな社会的要因が影響を及ぼすものであり、とりわけ良好な家庭環境で生活することが重要であることを旨とすること。

4番目、子ども・若者育成支援において、家庭・学校・職域・地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。

5番、子どもたちの発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じて、その健やかな成長が図られるように教育・医療及び雇用にかかる環境を含めた社会環境これの整備、その他必要な配備を行うこと。

6番、教育・福祉・保健・医療・矯正・更生保護・雇用その他の各関連分野における知見 を総合して行うこと。

7番、就学・就業のいずれもしていない子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。以上が7項目の基本理念であります。

長くなって恐縮なのですが、さらにこの法律では国及び地方自治体の責務についても述べております。地方自治体は基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及びほかの地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し及び実施する責務を有する。というように自治体の役割を義務付けております。

さらに努力義務として、自治体に法の目的に沿った基本理念を履行するための「子ども・若者育成支援の計画」これの策定。そして支援を進めるための機関として「地域協議会の設置」を求めております。以上がこの法律の概略であります。

この法律の制定に至った理由というものは改めてここで説明するまでもなく、全国的な少年・青少年の引きこもりやニート、不登校、問題行動、発達障害、幼児・児童虐待などの子どもたちを取り巻く諸問題の発生が増加し、社会的な重要な問題となっているということ。 さらにこれらの問題が広く深い原因を抱えているがゆえに複雑であり、その解決が実に困難であるということに起因していると。これが理由であるというふうに私はとらえております。

例えば青少年の引きこもりについては、これは読売新聞の記事からでありますが、7月厚生労働省の調査結果として全国で引きこもりの数は約70万人、これに近い状態の人の数を含めると150万人を超えるのではないかと、このように言われております。当南魚沼市においては、昨年の質問でも申し上げましたが、中学校までの不登校生徒が増加傾向を示しております。前年、今年と70名を越える中学校の生徒が不登校の状態にあります。さらに、こうした中学校で不登校であった生徒たちが、それでは中学を卒業したらしっかりと進学をしたり、あるいは就業できているかということについては全く調査がなく、その数値はわかっておりません。

そうした中、青少年育成センターでは相談業務を昨年から始めておりますが、昨年実績では相談件数40件。しかし1,000回を超える相談回数を対応しております。また、幼児・児童虐待についても昨日の塩谷議員の質問でも明らかにされたように、その発生件数の増加は非常に憂慮すべき状態に至っていると言ってもいいと思います。

これらの問題は非常にプライベートな問題であり、また、人権も絡む問題であり、いわゆる当該家庭においては余り表に立ちたくない問題であるということです。そうしたことをあわせて考えると、行政が認知している件数は文字通り氷山の一角であろうとこのように推測をしております。

そしてこうした一連の問題を抱える子どもたちは、この問題は生まれてくる子どもたちが最初から持っているものではありません。子どもたちに原因があるのではなく、私たち大人が作り出した社会にあること。さらに多くの原因は家庭にあり、地域にあり、社会にある。こうした認識を持たなければ、その解決への方策はまるでわからないとそういうことになっていくだろうと思っております。

文科省の教育白書において初めて子どもたちの生きる力の減退が問題としてあげられ、家庭・地域の教育力の低下がその大きな要因であると指摘されたのは、既に十数年前のことであります。現在、毎年のように全国で起きている痛ましいこうした子どもたちをめぐる事件、

この問題の拡大に対して私たちはこの十数年の間に何をしてきたのでしょうか。何もできなかったのではないでしょうか。問題はどんどん、どんどん大きくなっております。

今、私たちができること、なすべきことは、ようやく法制定に至ったこの問題をしっかりと認識をし、子育ては社会が行うものである、これは児童虐待件数が余りにも多く、国で対応しなければだめだとそういうことでアメリカ政府が行っている子育ての考え方であります。現在の政権政党である民主党もこうした考えを持っているというように新聞報道ではみております。

子育では社会が行うものであるということ、そうした認識の上に立って、今そこで問題を抱える子どもたち、青少年たちの現状をしっかりと理解をし、時には困難な状況から救い出す、強制的に救い出す。あるいは時には一人一人が異なる状況を持っている条件にあるわけです。そうしたところを理解しながら適切な支援をすること。現場第一主義で進めるべきである。このように考えております。

最初から問題が特定できて原因が特定できて、根っこから改善できるという問題ではありません。非常に複雑で一日一日、一瞬一瞬の対応が重要な問題であるとそのように考えております。以上のような考えのもとに2項目の質問をさせていただきます。

1番目は保育園児や小学校低学年での発達障害の問題と、また市内中学校の不登校生徒の増加、DVなどの家庭内の問題、中学校卒業後の引きこもりなどの問題が顕在化している中で、市が把握している当市の現状、及びそれに対する市の認識、問題への取り組みの考えを伺います。また、法律上は努力義務である「子ども・若者育成支援の計画」これや「地域協議会の設置」の考え方について、これまで検討されていると思いますので、その内容や今度の動向について伺わせていただきます。

2番目は例えば教育委員会と子育て支援課の所管業務には共通する部分や共同で対応すべき事務領域があり、お互いの連携は重要であると考えております。また、精神科などの医療機関、保健機関など、新潟県や近隣市などの自治体間の連携も必要になる、こうした場合もあるかと考えております。

国のように厚生労働省と文部科学省の縦割りではなく、一人一人の子どもたちに対して子育て支援課、社会教育、学校教育などの組織を一体化し、乳幼児期から青年期を一貫して支援する取り組みを進めるべきである。このように考えます。

新潟県内では三条市、これはこの法律が制定する以前、平成20年4月から教育委員会に 子育て支援課を設置し、同じように幼児期から青年期まで一貫した支援の体制を作り上げて おります。また、相談窓口についてもワンストップで行い、相談に行く問題を抱える市民の 皆さんに利用しやすい、相談しやすい内容になっております。子育て、教育について統一さ れた組織の在り方、また幼児期から青少年期まで一貫した支援体制を作っていく考えがある か、これについて伺います。以上で1回目の質問を終わります。

市 長 子ども・若者育成支援への取り組み

腰越議員の質問に関しましては、教育長に答弁をさせますのでよろしくお願い申し上げま

す。

教育長 子ども・若者育成支援への取り組み

子ども・若者育成支援への取り組みについて答弁を申し上げます。前段のこの課題の大きさ、あるいは背景等々については議員ご指摘のとおりであります。お尋ねの件でありますが、保育園児や小学校低学年での発達障害の問題でございます。これがいつから増えたのか、あるいは以前からあったものが最近になってようやく気がついたのか、という点については何とも申し上げられないところでありますが。平成21年7月の調査では、小学校で発達障害の診断を受けた児童数は17人でありましたが、そのほかその前の年の20年9月の調査では、この発達障害の傾向がみられる、あるいは支援が必要だというふうに判断された児童が小学校で130人いたところであります。これが発達障害そのものなのか、あるいはこの後話題になります虐待というふうなことの障害が現れているものなのか、その判別はなかなか難しいところでありますが、いずれにしても特別な支援を要する、こういうふうに判断をされた児童が130人ということでありました。

これを受けまして平成21年度に私どもの事務局にこの特別支援教育の専門家であります 指導主事を1名、県から割愛で配置いたしまして、保護者との相談、教員への対応の指導、 そういったようなことに当たらせたところであります。今年度はこの指導主事が保育園への 相談・支援を始めまして、保育園でのユニバーサルデザイン、モデル園ということで今3保 育園で取り組んでおります。半年が経過をするところでありますけれども、非常に好評であ りまして、保育士の皆さんからもこういうことだったのか、こういうふうに見ればよかった んだというふうなことで好評であります。これをすべての保育園に広めていきたい。

そして小学校におきましても、ややもすると従来ですと家庭でのしつけができてないからというふうに見られがちだった子どもさんが、実はそうではなかったのだというふうなことで、本人も、周りも、非常に生き生きと学校生活を送れるようになったというふうな事案も出ております。したがいまして、たった一人の指導主事を配置し、1年半の経過でしかありませんけれども、これほど大きな成果があるのだということを専門家の力というのは本当にすごいな、というところを実感しております。これが発達障害の部分でございます。

それから市内中学校の不登校生徒の部分でありますが、ご指摘がありましたように中学校での不登校は17年度は55人、18年度は56人、19年度で57人、20年度65人、21年度70人ということで増加しております。皮肉なことに私が教育長に就任しまして、小学校・中学校で連携をしっかりとれというふうなことを言い始めてから、むしろ増えてしまったというところが教育長としては非常に残念というか切ないところでありますけれども、ただ単に学校、校長に教員にその号令をかけているだけでは、やはりだめなのだなというところであります。

やはり議員の話にありましたように、保護者、家庭への支援、これをしっかり小学校の段階からできないと、あるいは保育園の段階からできないと、思春期に入った子どもたちが周りと適応できなくなってくるというかたちで現れてしまうのかなと、こういうふうに今思っ

ているところであります。この不登校への対応でありますけれども、学校と教育支援センターが連携して対応するということがようやくできてきております。まだまだ連携が十分とはいえませんので、もっともっと連携できるようなそういう仕組みを考えていきたいと思っています。

今現在、支援センターへの通室生は11人、自宅への訪問をして指導しておりますのが3名、そして相談業務で36件ということでございますが、36件で1,769回というふうな内容になっております。もっともっと適応教室等々に通ってこられるような状態にしてやる。こういったことが大切だと思いますし、そうでなかったら嫌われても仕方ありませんからおせっかいをやいて押しかけるというくらいの体制が取れればいいなと思っておりますが、なかなか人的な配置もままならないのが実態であります。

DV等家庭の問題でありますが、昨日の塩谷議員の質問への市長の答弁にもあったとおりでありますが、21年度で家庭内の虐待は29件、身体的虐待13件、育児放棄12件、心理的虐待4件。だれが虐待しているかといいますと、繰り返しになりますけれども実の母親がもっとも多くて23件、次いで実の父親というふうなことであります。

今年度の相談件数は半年で既に昨年の件数に届こうかという状況でありまして、虐待が増えているのか、あるいは周囲の皆さんの目が行き届くようになったのか、ここがちょっとわかりかねますが、少なくとも減少するという方向にはみえておりません。 D V の相談も12件ということであります。

ここでも人に相談できないで抱え込んでしまって暴走してしまうというふうなことなのかなと、そんなふうにみえております。したがいまして子どもたちの様子に十分注意を払いながら、保護者、家庭で問題を抱えているかもしれないという部分を、早期に見つけていくということが必要になってきているというふうに思っております。

この点につきましては、今年1月から教育委員会と福祉保健部で大放談会ということでやっております。なぜ放談会かいいますと、思ったことは何でも発言する。そのかわり人の発言に対して批判はしない。これを原則でどうしたらいいだろうかという話し合いをやってまいりました。これを3回やっております。9月に入って4回目をやったところでありますが、9月に入ってからの4回目は多少今までと趣が違いますので、ここでは申し上げません。この中でいろいろなことを言い合う中で、お互い相談・連携できる体制ができてきたとこのように思っております。

2 1 年度に問題を抱える子ども 実は問題を抱える子どもではなくて、親が問題を抱えている子どもといった方が私は正しいのかなと思っていますが こういった子どもたちの自立支援事業に取り組みまして、具体的には六日町小学校に養護教諭のOBを一人配置しまして、この早期発見とそれから保護者、家庭からの相談に応じるというふうな役割を持ってもらったところであります。

議員のご指摘がありますように、こういう相談、支援する窓口というのは、やはり現場に 近いところにないとなかなか機能いたしません。学校ですとか保育園ですとか、そういった ところにあるのが一番いいという、これも今ほど紹介した大放談会の中で発見した部分でも ありましたが、そういうことで取り組んでいるところであります。

それから中学校卒業後の引きこもりでありますが、市内の引きこもりの人数というのは正直把握しておりません。何人いるかわからないということであります。が、議員が先ほど紹介していただきました全国の調査データから推測をいたしますと、15歳から39歳の引きこもりは、内閣府の調査では対象人口の1.79パーセントだということでありましたので、これをそっくり当てはめますと308人、それから引きこもりを抱えている家庭世帯数ですが、これが厚生労働省の調査からいきますと総世帯数の0.5パーセントということですので、狭義の引きこもりでありますが、これですと95世帯ぐらいがありそうだということになります。

調査した結果ではありませんので、これが当たっているのか外れているのか、これは何とも申せません。しかし、これまでいろいろな方から世間話として聞いてきたことを考え合わせますと、これほど多くはないにしても、相当数の引きこもっている方がおられるということは言えると思いますので、引きこもりを起こさない、させない、そういう対策が必要だったと思いますし、一番最初に取り組むところとしては不登校にさせないと、こういったことになろうかというふうに思っております。

その後、中学卒業後で青少年育成本部の相談員に相談してきた件数、これは議員が紹介していただきましたので申し上げませんが、こうやって相談できる方はまだまだ社会とつながりたい、あるいは部分的であってもつながっているという方だと思います。もっともっと大勢の方が相談できるような状況にする、あるいは新しく引きこもりを作らない。こういうことで全力をあげる必要があるとこのように思っております。

法律上の課題でありますが、この子ども・若者育成支援体制ということにつきましては何回か申し上げましたが、福祉保健部と教育委員会で合同で会議を行って検討をしてまいりました。さらに検討を重ねまして、方向、内容そういったことについて詰めてまいりたいとこのように思っております。

ただ、今までのところで確認された事項といたしましては、誕生から一定の年齢、まあ35歳か39歳かそこは別といたしまして、それまでの間、切れ目のない支援、相談。相談にのる、支援するとこの体制が必要だ、このことだけはみんなが、全員が確認したところであります。いかにしてそういう体制を作っていくか、これが9月1日の4回目の会議でありましたが、そこからの課題となっております。なるべく早めに詰めていきたいと思っております。

ただ、議員からも紹介がありましたが、県内20市のうち相当な部分で教育委員会部局が 子育て支援を担当しているという状況が出ております。ただ、それだけでいいのかなという のが部分的に懸念もあるところであります。つまり問題を抱えている家庭、保護者への支援 これが大切なわけでありますが、この保護者への支援という観点からみますと、福祉保健部 の中の福祉課、保健課の皆さんの力が非常に大きいのであります。ですので、仮に他市のよ うに子育て支援を教育委員会部局に置いた場合、この福祉課、保健課とどのようにつなぐか、 つながるか、というところもまた大きな課題になってくるとこのように思っております。

繰り返しになりますが、とにかく現場で相談にのれる、支援できる、そういうことを目指して今後とも検討を進めていきたいと思いますし、もう余り時間が残っていませんので、検討をしっかり加えながらなるべく早めに結論を得たいと、このように思っているところであります。以上であります。

腰越 晃君 子ども・若者育成支援への取り組み

2回目の質問をさせていただきます。質問については2項目ありますが、大きな項目が1項目ですので、このすべてにわたってしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

この1年間いろいろな取り組みをされていただいていて、一定の成果があがっているというのは1回目の質問で申し上げました。やはり必要なことというのは、この問題についてはレベルの差こそあれ、非常に幅広く子どもたち・若者たちが潜在的に抱えている問題だと思っているわけです。そうしたところからもいえますが、やはりもうひとつは非常にプライベートな問題であって、なおかつ表に出したくない問題でもあります。また同時に非常に当事者にとっては本当に苦しい、悩みのある問題でもあります。

やはり市がとるべき方法論としては、これは最初にも申し上げましたけれども、いずれも一朝一夕に解決できる問題ではありません。また、解決の手法というものが、一つの法則にしたがっているというものでもないわけです。ひとつやはりきちんとやらなければならないということは、まず相談の窓口を一本化するということ。組織が一体化するというのは、その次の問題であろうと思います。細かく言えば教育委員会部局に子育て支援課や保健課が入るのではなくて、それぞれが独立してあっても窓口がひとつとしてきちんとあって、いつでも悩みがあったら、問題を抱えていたら来てくださいねと、こういった広報活動をしっかりとしながら、相談に対してはしっかりと受け止めると。こういう窓口をまず作るということが大事だと思います。

こういった仕事をするという上においては、非常に職員の専門性というかが必要になると思います。専門性というのは、それはそういった専門の能力のある人間をそこにつけるということではなくて、これは一定のキャリアの中でまた培っていく問題でもあろうかと思っています。3年ある部署にいたら次は別のところに行くのだよと、こういうものではないわけで、やはり長い期間しっかりとこうした窓口で一人一人の子どもたちに対応をし、あるいは家庭のお母さん、お父さんに対応をして一つ一つの事例を積み重ねながら経験をし、学んでいくものだろうと、で、培われる専門性であろうというように考えております。そうした意味でしっかりとまず窓口を固定することが大事なのではないかなというように思っているわけです。

今の教育長の答弁においては、支援計画であるとか地域協議会については言及されませんでした。それについては今後の課題か、それとももうこの市はそこまではいかないよということなのかも含めて、またお聞きしますけれども、まず窓口であろうと。これに対する考え

をお聞きしたいと思います。

教育 長 子ども・若者育成支援への取り組み

窓口の一本化ということでございますが、この一本化、固定化というときに二通り受け取り方ができるかと思うのです。つまり、このことでお悩みの方はこの窓口においでくださいということになるのか、さっき私が答弁の中で申し上げましたように、それらはすべての保育園、学校で受付、相談にのりますよと。そこで受けた相談が1箇所に全部あがってきて、まず第一段階で相談を受けたときにこういう相談がありました、とりあえずはこういうことを答えておきました、というふうなことがすべて1箇所によってきて、それをまた必要に応じて最初に相談を受けた窓口といいますか、保育園なり学校なりでその該当者に伝えていく。必要があれば今度は本部といったらいいのか、どうですかね、そこの担当が直接その相談、課題を書いていた方と接触するという、そういうふうなかたちでの意味での一本化というふうなことを私どもは今考えております。

したがいまして、例えば教育委員会も大和庁舎にありますから、お困りの方は大和庁舎までおいでくださいという方向での一本化は私どもは考えていない。そんなことでひとつはそうであります。

それから協議会等々の話でありますが、私どもとしては今現在その議論をし合っているこの会議、それこそそこに市の関係者が全部集まっていますから、これがいうならば協議会であろうと。必要であればそのほかに児童相談所ですとか、あるいは内部では病院の臨床心理士ですとか、ドクターですとか必要に応じては参加していただけるということでできております。

ですので、今までやりとりしてきた、議論してきた、それがいうならば地域協議会。そこに必要に応じて保健所であったり、今申し上げた市の病院であったり、そこからも参画いただけるということで進めていきたいなと思っております。そしてその計画の方でありますが、これについてはもう少し議論をする中で詰めていけると、あるいは詰めていこうと、こういう考えでございます。

腰越 晃君 子ども・若者育成支援への取り組み

わかりました。いわゆるその窓口は複数あっていいわけで、それがひとつの今まだ協議会という名前には至っていないけれども、いろいろな組織のこれに関係する皆さんが集まって、これから今度多分その中に個別事例等の解決の問題だとか入ってくるかと思いますので、そうした流れをやはりきちんと作って拡大し、重視してほしいと、大切にしていってほしいというように思います。

あと、先ほどちょっと言い忘れたのですけれども広報活動。昨日も塩谷議員の質問に対して市長が答弁されていたように、さまざまな市の広報誌の中に児童虐待については広報しているという話があったわけなのです。やはり、問題を抱えているご家族あるいは該当者、当該者が相談に行きやすい、それは身近な学校であるかもしれませんし、あるいは市民センターであるかもしれませんし、あるいは教育委員会であるかもしれません。また育成センター

であるかもしれませんけれども、気軽に来てくださいね。やはりそうした一つ一つの広報活動、啓蒙活動というのが非常にこうした問題についてはプライバシーに絡む、人権に絡む、再三申し上げておりますけれども。やはりそうした広報する中で認知をし、入りやすい、来やすいやはり相談機関となるということが重要であろうかと思っております。そうしたところについてのやはり考えを持っていくべきであろうというように思います。

あと、これは市長にお伺いしたいのですけれども、一つ三条市という例があるのですが、これはこの法律ができる以前に既に、こういった一貫した幼児期から青年期までしっかりと子どもたち・若者を支援していく体制を整備することが必要であろうと。厚生労働省、文部科学省と国の関係機関が分かれているわけですが、市町村はそうしたことではなくて、やはり一貫して子どもたちを支援していくべきであろうということで、教育委員会のもとに子育て支援課を作ってしまったと。それで相談窓口を一本化する中で、あのワンストップサービス。この相談窓口というのは今言ったようにこれは複数であっていいと思うのですけれども、やはりワンストップですぐにそういった相談に対応できるという体制をまず作ったということ。そうした考えというのは、やはり市長の判断であっただろうというようにも言われております。市長はこうした対応についてこの南魚沼市でどうあるべきか、それについてお伺いをしたい。

あともう一つは、この事業というのは非常に難しい事業ですけれども、やはり重要であります。こうした問題でただでさえ少子化が進展していく中で、大切な子どもたちというのはしっかり育って、やはり社会のために、あるいは地域のために役立ってほしいとそう思うのが人の本当に人情であろうというように思うわけでありまして、一人一人を大切にするということが大事なことだろうなと。そんなにお金のかかる事業ではないと思っております。

そうした中でやはり必要な資源をこの事業に対して配分をしていただく。さらには組織についてやはり当然、市長部局とは違いますけれども教育委員会、あと福祉保健部ということになりますと市長の管理下に置かれるわけですので、そうした組織的な対応についてもお伺いをしたいと。まとめますと、いわゆる考え方について、また組織の在り方、財政問題についてお伺いしたいと思います。

市 長 子ども・若者育成支援への取り組み

三条市の例は教育長の方からも伺っておりまして、教育長と度々このことについてもどういう方向がいいのだろうという話はしております。ですから、また相談をしながら方向性が定まれば、そこに決断をしてやらせていただこうと思っております。もちろん財政の裏づけがないことはでき得ないわけでありますので、その財政については当然、議員のおっしゃったとおりであります。やると決定すれば積極、果敢に迅速にやらせていただこうと思っております。

教 育 長 子ども・若者育成支援への取り組み

広報活動の大切さというご指摘でありました。私どもは保育園というのをひとつの窓口と して考えましたのは、実は保育園段階では毎日保護者が送迎してくれます。そうしますと保 育士は毎朝・毎晩、保護者の顔が見られます。問題を抱えていそうな母親、父親を見ることができます。小学校へあがりますとその機会が全くなくなります。したがいまして保育園をひとつの大きな窓口として考えているところであります。

しかし、昨日の質問の中にもありましたように、みんながみんな保育園に通っているわけではありませんから、保育園に通ってきていない子ども、あるいはその保護者、家庭に対してどういう情報提供といいますか、方法といいますか、これをするかというところが最後に残ってくる一番大きなテーマになってくると思います。

町の中のアパートに住んでおられる皆さん、アパートに住んでおられるから隣近所と接触がないのか、余り隣近所と付き合いたくない方々がそういうところを選んでお住まいになるのか。この辺のところもありますので非常に難しいところでありますが、やはりここは地域がもっとおせっかいになって、うちに遊びにこいやとかそういう声かけができるようなそういう体制といいますか、社会というかそういったものもあわせて作っていく必要があるのだろうとこのように思っております。以上であります。

腰越 晃君 子ども・若者育成支援への取り組み

一般質問の機会は年に4回しかありませんのでご容赦ください。

今の広報活動について昨日、中之島地区の教育懇談会でこんな話がありました。例えばこれは区長さんからの話ですが、区の会や区の総会なんかで子どものことを話すことは全くないのだけれどもなと。そうしたら、皆さんが聞いたことはないなと。やはりその地域の子どもたちのことを考える、子どもたちのことを語り合うという機会がまずないのだろうなというように我々は思ってそうした活動を続けているわけなのですけれども。

やはり強制的というのは問題があるかもしれませんけれども、子ども会というのも一応各地区にはあって活動をしているわけです。そうした活動に各行政区が積極的に支援をする。また、子どもたちを各地域が温かく見守ってあげる。子どもたちはどうなんだろうなと。そういうことを年に1回ぐらいは村の中で話し合ってもいいのではないかと。やはりそうした運動もひとつの大きな底辺での支えになると思います。これも広報活動の一環といえるかもしれません。

やはりそうした対応をやっていくべきではないかなというように、今の教育長の答弁を聞いていて思ったことなのですけれども、そうした市が持っているさまざまな広報誌、広報機関、育成会もあるわけですし、あと育成市民会議という団体もあるわけです。また、その行政嘱託員あるいは地域コミュニティー、まちづくり協議会ですね。こうした組織もあるわけです。市民会議を除けばそうしたところにどれぐらいの教育の情報が載せられているのか、入っているのか。そうしたところを使うということも検討されてよろしいのではないかなというように思います。やはり地域と子どもたちの結びつきというものをどこに求めていくか、それを検討されてもいいのではないかなと思います。考えを伺います。

教育 長 子ども・若者育成支援への取り組み

私どもも機会があれば出向いていろいろ話をしてきているところでありますが、まだまだ

十分とはいえません。その部分の会話、懇談もねらって実は部長以下、春から全体で85回以上になろうかという テーマは学区再編でありますけれども、そういうことで集落懇談会をやっておりますけれども、これはこれでもう話題がそのことに限られるのだろうというふうなきっと理解をされてしまったと、誤解をされてしまったというふうなのかなというふうに今は反省していますが、なかなかお寄りいただけないという部分もあります。

一方では、今度はではそういう子どもたちの現状というふうなこと、どう育てるかというふうなことをテーマで出ようとしましても、今は既に組んでしまったこの85集落の懇談会が非常に重たい足かせになっておりまして、私ども自体が身動きが取れないこういう状況でもあります。

ただ、したがいましてこういうふうな計画を組んで地域集落を回るという際に、もう少し 先を見通してテーマを選び、会場を設定するという努力をすべきだったなと、今思いますけ れども、4月の段階ではとてもそこまでのゆとりがなかったという状態であります。ただ、 今後とも機会をとらえてお話をさせていただきたいと思いますし、幸い10月には呼んでい ただけるということでありますので、その際には大勢の皆さんと意見を交換したいと、この ように思っております。以上であります。

(「がんばってください」の声あり)

議長ここで休憩といたします。再開は11時30分といたします。休憩します。

(午前11時07分)

議長休憩を閉じて一般質問を再開します。

(午前11時30分)

議 長 質問順位17番、議席番号12番・寺口友彦君。

寺口友彦君 市民の皆さまにはお忙しい中を傍聴においでいただきましてありがとうございます。去る9月1日、石打駅前にて郷土が生んだ明治の偉人、岡村 貢翁の功績をたたえる石碑の除幕式が行われました。貢翁は240~250町歩といわれた田畑山林と酒造業、両替商で蓄えた財産のほとんどすべてを投げ打ち、上越鉄道の開設に一生をささげた明治の義人政治家であります。上越線の全線開通を見ることもなく、魚沼の谷随一といわれた資産のほとんどをなくし、多くの借財を背負い大勢の家族を抱え、疲弊の貧底でその生涯を終えたのであります。

昭和36年その功績をたたえ戦前に建てられた銅像が現在の位置に再建をされました。その除幕式に当時の自民党政調会長、故田中角栄元総理大臣が駆けつけ、我が新潟には南に岡村 貢翁、北に大谷貫一翁あり。自己の利益や栄進を度外視して全生涯を打ち込んで、郷土新潟の発展のために献身的努力をささげられたご功績はまことに偉大でありました。政治家として郷土の先輩にあやかりたい、そう言葉を述べられました。

市長が愚者は経験に学び、賢者は歴史に学ぶという言葉を披露なされました。この言葉は プロシアの鉄血宰相ビスマルクが述べたといわれております。 しかしながらビスマルクは政 治家の仕事は歴史から学び、それを今の政治に生かすことである。そう述べたのでありまし た。愚者は経験に学びという部分は、後に脚色されたかたちで付け加えられたものと、歴史研究家の間では常識とされております。ビスマルクはドイツ統一の際、社会主義者や理想主義者を弾圧して血をもってドイツ統一を果たした宰相でありました。私はそれとは違った意味で、今の意味合いでの愚者は経験に学び、賢者は歴史に学ぶという言葉を胸に住民の皆さまが主役という立場から質問をいたします。市長には簡潔明瞭な答弁を期待します。

1 保健・医療・福祉について

まず保健・医療・福祉でありますが、所信表明の資料にもあるとおり、常設保育園の充足率は84.4パーセント、一時預かり事業が9施設で1,339人、土曜一日預かりは7施設で1,300人の実績があります。また学童保育は12カ所で実施されておりますが、施設ごとの整備状況に大きな差が出ていることは総務文教委員会報告にありました。そして来年4月開設予定の認定こども園では保護者説明会を開き、保育内容についてなどの説明があり、幼保連携への保護者の期待は大きいものと推測いたします。

そもそも保育事業は働く家庭を支援するために始まりましたが、事業の中身が時代とともに変わってきているのは事実であります。保育は教育の一環としてとらえ、施設並びに人員などの充実を図ることは行政の責任と考えます。そして何よりも市の教育方針である「心豊かでたくましい」が保育方針の根幹を成すものと考えます。そこで 常設保育園での混合保育、認定こども園での幼保連携保育、小学校児童を対象とした学童保育、これらの「保育」を教育の一環としてみるべきであるが、市はどのような教育として考えるのかを伺います。

2 教育について

次に教育であります。市の資料によればスポーツ教室に参加している人は23種目で1,920人、ジュニアスポーツクラブは14種目で1,241人、スポーツパラダイスの会員は2,139人であります。また青少年ホーム利用者は17団体で183人、公民館分館事業でも多くの参加者が報告をされております。私は以前から市内にある社会体育施設の有効利用と学校のクラブ活動、部活動支援を訴えてまいりましたが、スポーツの概念を体と脳を動かすことととらえ、スポーツを日常生活の中に豊かに取り入れ、スポーツを通して心と体の保持増進を図り、明るく豊かな町づくりを進めるために必要な施策を打ち出す基本となるのが、スポーツ振興基本計画であると考えました。

任期2年の策定委員会公募委員の募集が市報で報じられておりました。今後、策定委員会で議論をされるであろう基本計画の基本的な考え方について伺うものであります。この質問については13番議員の質問で詳しく答弁がありました。私はスポーツを体と脳を動かすことととらえております。このスポーツをどのようにとらえているかという分についての答弁をいただければ十分かと思います。

3 産業振興について

次に産業振興であります。市の基幹産業である農業について。水稲の作柄は平年並み。生産調整の達成率は99.5パーセントであろうと報告されております。戸別所得補償モデル事業は87.45パーセントの農家が申し込みをしているそうでありました。しかし、米の仮渡

金が1俵当たり2,200円の減少となると、農協の集荷予定俵数から計算をして5億円ほどの農業収入減でありました。自家売りにも影響が当然出るであろうから、全体として農業所得が発生しない事例が増えると予想されました。

また、基幹産業のひとつである観光産業をみるとスキー場の入れ込み推移は低いレベルで 安定してきているが、宿泊客数は依然として減少を続けている。減ったとはいえ年間110 万人が訪れるスキー産業でいかに収入を増やし、市税増収につなげていくかが問題でありま す。かつて施設拡大、施設充実に資金を投入したが、現在その回収が困難となり固定資産税 の負担に四苦八苦しているのがスキー産業の現状であり、後継者が外に働きに出るのが当た り前となっているのであります。

市の報告では市税の落ち込みが昨年に比べ、2億2,983万円。しかるに国保税は1億1,856万円の増、滞納は4億7,867万円と537万円の増であります。市税の落ち込みは市の活力を失わせる大きな要因であります。市税の増収につながるような産業振興策を打たなければなりません。いわゆる少子高齢化を市の年齢別人口構成比率でみてみると、生産人口比率は10年前と余り変わってはいないが、年少人口比率が下がり高齢者人口比率が上がっている。生産人口の中でも定年を迎えた年金生活者を労働力としてみるのか、購買力としてみるのか。高齢人口が増える中で高齢者をターゲットにした産業をいかに育て発展させるのか。このことを研究してみる必要があると考える。

そこで、人口減少が続く中で年齢別構成比率を変化させないよう努力をしても無理があるが、意外と安定している生産人口比率と上昇し続ける高齢者人口比率をみての市の産業振興 についてのお考えを伺うものであります。

4 住環境整備について

続いて住環境整備であります。下水道事業を開設するに当たり、河川の汚染を調べるために魚野川水系の水質検査が始まりました。台所と風呂場の排水が水質汚濁の最大の原因であり、これを川に流さないようにと下水道事業が急ピッチで進められております。下水道事業が平成25年度完成を目指して事業が進む中で、魚野川水系の水質検査の持つ意味合いは当然変わるものと考えます。水洗化率100パーセントが達成されたとき、水質検査は必要なくなるのであろうか。市民憲章にも謳ってあるように自然を大切にし、後世に豊かな自然を伝えていくために何が必要かを考えなくてはいけない。特に下水道事業の実施が困難である地域の合併処理槽は、水質保全にどの程度役立つかの研究は必要である。

そこで、下水道整備は平成25年度完成を目指して進んでいるが、上流に観光施設がある河川の汚れが気になる。水質検査が行われていない河川の上流での下水道整備に対する市の考えを伺うものであります。

5 行財政改革・市民参画について

最後に行財政改革・市民参画であります。合併後5年が過ぎたが、果たしてこの合併が良かったのか悪かったのかを判断するには、まだ時間が余りたっておりません。しかし、合併10年の半分が過ぎて、合併前に取り決めていたことがどうなっているかをはっきり市民の

皆さまに公表する必要があります。合併前の約束事は必ず守らなければならないが、約束の目的は廃止にはしない。しかし、中身については厳しく吟味をし、時代にあった効率的なものにしなければならないのは基本であると考えます。

新潟市では目的はやめにしないが、中身は大分スリムにすることが基本であるという。何よりも何のための合併であったのかをはっきりさせるためにも、成果の検証と公表は必要であると考える。そこで、平成21年度決算資料にも合併特例債事業の成果が載っているが、合併協定項目の成果はどうであろうか。最大の行財政改革、市民参画である合併は、前期5年間で市民生活にどう影響したのかを検証する必要がある。その検証を経て初めて後期5年間の市政の在り方が決められるものと考える。検証を行いその結果を市報で公表し、広く意見を求め、後期5年間の新市建設に生かすべきと考えるが、市の考えを伺うものであります。

以上で壇上よりの質問を終わります。答弁内容によりまして自席にて再質問を行います。

市 長 寺口議員の質問にお答え申し上げます。

1 保健・医療・福祉について

1点目の保育を教育の一環としてみるべきであるというこの問題でありますけれども、ご 承知のように市では平成20年3月に改定されました国の保育所保育指針を踏まえまして、 平成21年度に「なかよく・げんきに・のびのびと」これを保育理念に家庭、地域これらと 連携をして子どもたちを心身ともに健やかに育てるため、望ましい子どもの姿や年齢別年間 保育目標、年間保育過程この中に生活の中で数量あるいは図形・時間・読み書きこれらなど に興味を持たせて学ぶ力を今養っているところであります。

また、議員がおっしゃったように市内には保育と幼児教育を一体化したこども園が民間では開設されておりますし、来年には公設民営の浦佐認定こども園も開園し、この共通時間の中で幼児教育を行う。こういう保育のほかに聞く力、話す力、体力これをはぐくむ教育を取り入れるということにしております。

学童保育におきましても、国の放課後児童クラブガイドラインに基づきまして、市内 1 2 カ所で今開設をされております。年間延べ約 8 万人の子どもたちが宿題や遊びを通しての自主性・社会性・創造性を行っているところであります。こういうことを通して教育の一環、当然教育の一環であります。ただ、国のある意味縦割り行政の関係の中で、幼稚園・保育園が全く別々の体系になっている。これは地方といたしましては地方六団体すべてでありますけれども、もう一元化すべきということを提言しているわけでありますが、なかなか国の方はそこにまで踏み切りきらない、きれないいろいろの理由もあるようでありますけれども、これはやはり私たちはこれからも求めていかなければならないわけであります。教育的な見地・観点につきましては、教育長の方でこのことに所見があるようでありましたら、今の答弁のほかに教育長にも答弁をさせます。

2 教育について

スポーツ振興基本計画につきましては、教育長の方から答弁申し上げますのでよろしくお願いいたします。

3 産業振興について

3番の産業振興についてであります。議員おっしゃっていただいたように、公表されております国立社会保障・人口問題研究所の市町村人口推計によりますと、2020年ですからあと10年後でしょうか。南魚沼市の総人口は5万5,700人強でありまして、2030年になりますと5万192人こういうふうに減っていくという推計であります。

おっしゃっていただいたように、この生産年齢人口は2005年の国勢調査では60パーセント、2010年の住民基本台帳では60.1ということであります。20年には55、2030年には52にこの部分が減っていくわけであります。相対的に減るのが、一番減りの激しいのがおっしゃっていただいたようにその年少人口でありまして、2030年には10パーセントをきる。そして老年人口それから後期75歳以上、この皆さん方があわせますと37.9パーセントですから約4割になりなんとするというそういう推計が出ているわけであります。

そこで私どもも今庁内に人口減少問題プロジェクトを立ち上げさせていただきました。これは今までのように、ただ、ただ単に少子化を防ぐ、子どもさん方が多く生まれてくれるとこの施策については今までずっとやってきたわけでありますけれども、そのことだけにもう集中といいますか目を向けてはいられないこの状況が、推計の中では見えているわけであります。今のそういう施策が本当に適当か否か、そして議員おっしゃっていただいたこの余り変動しない、あるいは増えていく高齢者部分、あるいはこの生産年齢の中でも60歳以上、この部分の力をどう生かせるような施策をとるべきか。

そうしますと今行っておりますそれぞれの子育て支援策も含めて、相当大幅な見直しをやっていかなければならない。不必要とは言いませんけれども、効果の薄いものはやはり別の方向に振り替えていく。このことを今検証を始めたところであります。なるべく早く方向性を出して、また議会の皆さん方にも公表させていただいて、ご意見いただきたいと思っておりますが、いずれにしても今までどおりの通り一ぺんの少子化対策ということは、もう通用しないという認識を職員共々持ちまして対応に当たっているところであります。

おっしゃっていただいたようにやはり生産年齢といいますか、人が働かなければその活性 化ということは全く出てこないわけでありますので、それをどう産業構造をまた変えていく か。そして今まで私はもうその工場誘致という部分については、そう期待をしないというこ とは申し上げてまいりました。これはもうこういう経済状況になりますと、まさにそのとお りでありますが、ただ、昨日からもお話が出ておりますように健康関連産業、これはまだま だこれから伸びていくということであります。

あるいは地域資源、この地域の資源を生かした産業、その中にいわゆる「林」ですね、この部分をどう取り入れ実践していけるかということであります。ペレット生産は民間の方でその工場が立地したところでありますので、そういうことも含めて山の資源、そして緑のはぐくみですね。これは放置をしておけないわけであります。それをもう一度、林業というまあ林業に限らず環境産業ということになりますと、そういう方向にどう結びつけられるか。

そのために市がなすべきことはどういうことか。これらを総合的に勘案していきまして、活性化への取り組みをとにかく一日も早く方向性を出して、民間の皆さん方も含めてそれに取り組んでいただくように、またお願いを申し上げなければならないと思っております。

産業の構造の変化は本当にもう待ったなしだと思っております。建設業だけをとりましても、今のこういう状況の中でこれだけ多くの建設業がこの市内にある。これがこのままずっと続くとは思われませんので、やはり今の体力のあるうちに方向転換を図れるような、そういうことを市の方で誘導していかなければならないと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

4 住環境整備について

住環境整備のその水質検査の件であります。今、魚野川の水質につきましては、議員ご承知のように県で水質調査をずっとやっておりまして、下水道整備をやっている効果がもう本当に如実に表れているところであります。河川の上流部にあります水質検査が行われない河川の上流という意味でしょうか、これは、この下水処理、例えば地域ではやはりそれはあるわけですね、五十沢の奥地とかそういう部分。あるいは城内地域でも八海山スキー場の麓といいますかそういう部分。こういうところはなかなか下水道ということでは、余りにも費用対効果に大きな差がありますので、合併浄化槽整備を進めているところであります。この合併浄化槽は一応法定的には年1回の水質検査をきちんとやりまして、水質基準を今まではずっと保ってきております。これからも当然、水質の保全基準はきちんとやっていかなければならないわけであります。

ただ、この合併浄化槽の一番の問題点はどうしてもにおいが出るわけであります。これでその対応として合併浄化槽から排出される水をまた1本のところに集積をさせていただいて、水質が非常に落ちるようであれば下流に改めてまたその部分を処理できる浄化槽といいますか、それを設けなければならないわけであります。

水質そのものはそう問題がないということでありますので、そのにおい対策。集落から離れたところの水量の保持できる河川に放流するとかそういうことも考えて、今、独自の取り組みはしておりますが、なかなか関連の集落の中ではそれをやろうという集落と、放置をしているという意味ではありませんけれどもそれをやらない集落がありますので、この辺はひとつの問題点かなと思っております。

そんなことでこの河川の水質これは今大きな問題になっているところではありませんが、 この保持にはきちんとした注意をしながら、働きかけを強めながら、この水質保全を図って いかなければならないと思っております。

5 行財政改革・市民参画について

行財政市民参画であります。合併のよしあしの判断はまだ早いということでありますが、 私はもう合併をして良かったと。今のところ悪いという部分というのは、私は1点もという と失礼ですけれどもまず見えていない。合併をして良かったという私は判断であります。

そういう中でこの合併協定の項目、これにつきましては当然ですけれども合併に際して交

わした合併協定書に盛り込まれているものでありまして、財産の取り扱いから始まっている いろ多項目にわたっているわけであります。今協定どおりに進められているところでありま す。

すべてこれらにつきましては、例えば定数の削減、組織改革この市民の皆さんの目に見えるかたちで進められていることもあるわけであります。あえてこれを整理して公表するということがどういう意味なのかちょっとわかりません。おっしゃるのは何か建設計画の部分なのでしょうか、それがちょっとわからないので、今その部分をきちんとお聞きをしてまた答弁をしたいと思いますけれども。

議会で再三取り上げられております新市建設計画。私どもの市は新市建設計画をすべて総合計画に振り替えてやっているわけであります。新潟市さんみたいに新市建設計画と総合計画とは全く別物で、新市建設計画という部分を何といいますか進めているところでは、やはり見直しがどうとかこうとかといろいろと出てきておりますけれども、我が市と長岡市と胎内市だったか・・・妙高ですか、この3市はこれを総合計画に全部折り込んでやっている。

そうしますとご承知のとおり総合計画では毎年、毎年、3カ年の事業のローリングをやるわけですから、当然見直しも含めてやっているということでありますので、新潟市さんなんかの場合とはちょっと違うわけであります。この議会の場でもその都度これは説明申し上げているわけでありまして、真の住民福祉の向上を図るとこういうことの中から、この総合計画を実施しているということであります。

それからこの3年間のローリングをずっとやっておりますので、新市建設計画にかかる総事業費、あるいは進捗率、これらについては公表は行っておりません。5年目の節目に当たりますので合併後の情勢、これは当然変化をしていくわけでありまして、時代にあった市政を執行すべく昨年度、ご承知のように第1次南魚沼市総合計画の中間見直しを1年繰り上げて行い、そして後期基本計画を策定したところであります。

こういう事業実施の基礎となります財政計画、あるいは財政上の合併効果については、財政健全化計画も含めて折に触れてお知らせをしているものだと思っております。私たちの立場からしますとおおむねお知らせはしているということであります。ここの後期基本計画策定に先立ちまして、昨年5月に市民の声アンケートを実施いたしまして、総合計画の33の施策ごとの満足度を調査いたしました。この満足度調査はごく細かい緻密な項目設定に対する回答というよりは、市民の皆さまの各施策分野における感覚によりまして直感的に回答いただく内容でありました。

ですので、この結果がすべてそうだということではありませんけれども、市民の皆さまの 合併後の満足度をお聞きいたしました。それはダイジェスト版として市報で市民の皆さんに も報告をしているところであります。

合併の成果と検証、これにつきましては今後また2~3年ごとに市民アンケートを実施させていただいて、今申し上げました33の施策項目ごとに設定をした指標数値の変化を公表しながら、総合計画審議会、地域審議会こういうところでのまた意見を拝聴しながら的確に

市民のニーズの変化を把握して施策に反映していきたいと思っております。私の方からは以上であります。

教育長 1 保健・医療・福祉について

簡潔に答弁をしたいと思います。まず1点目の保育も教育の一環という部分でございますが、これだけ少子化が進んでまいりますと、地域で年齢の異なった子どもたちが一緒に遊ぶということ、そのものが非常に少なくなっております。したがいまして、小学生と幼稚園・保育園の子どもたちとの交流だけをとってみても非常に意義のあることだと思っております。今後は今、市長からも話がありましたが、少子化社会への対応ということの一貫としても、こういったことは進めていきたいと思っております。

そのほか特別支援教育の視点での保育の点検ですとか、あるいは小学校校長の保育園の訪問ですとか、そのことを通じて一人一人の子どもを、子ども理解の共有化ですとか、こういったことは始めておりますし、それなりに成果を得ていると思っております。

なお、小学校で展開しております国際理解教育すべての保育園というところまではまだ至っておりませんが、ALTの空き時間を利用して保育園へのALTの訪問ということも始めました。おおむね好評でございます。今後とも地域の子どもたちを 先ほどの腰越議員に対する答弁とも重なりますが、保育段階、就学前の段階から一貫してみんなでみていくという体制を強化してまいりたいとこのように思っているところであります。

2 教育について

2点目のスポーツ振興基本計画に関してでありますが、議員がおっしゃったスポーツは体と脳を働かせるものだということについては、異論はありません。ただ、そう言い切っていいかというところは若干ニュアンスは違うと思いますけれども。スポーツはいずれにいたしましても体を動かします。体を動かさないスポーツというのは部分的に見るスポーツというものもあるかもしれませんが、この見るスポーツで健康増進をしようということにはなかなかならないと思いますので、私どもとしてはまず体を動かす、結果として体力が向上できる、ストレスが発散できる、生活習慣病が予防できる、心身の健康維持増進につながる、こういったものをスポーツだというふうに認識しております。

したがいまして、昨日もちょっと申し上げたと思いましたが、この基本計画の策定に当たりましては保健課からも参画をいただいて今、保健課で進めております例えばメタボ解消のための体操、認知症予防のための体操、こういったものも当然のことながら含めた検討になるとそのように思っております。

いずれにいたしましても各年代、年齢層に無理のないふさわしいスポーツ、運動というのは当然あるわけでありますので、市民一人一人がスポーツといいますと例えば競技というふうなことに考えがちではありますけれども、競技にこだわらず一人一人が自らに適した運動ができる、そのことによって楽しく健康で暮らせる。そういったものになるよう努めていきたいと思っております。以上であります。

議 長 一般質問の途中でありますが、ここで昼食のために休憩いたします。午後

の再開は1時10分といたします。

(午前12時03分)

議 長(若井達男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時10分)

寺口友彦君 1 保健・医療・福祉について

1回目の答弁をいただきましたので再質問いたします。まず保健・医療・福祉であります。 まず通常保育での混合保育でありますけれども、市内での保育園をみますと4~5歳児を3 0人に満たない場合はひとつにしてということで、30対1の保育が行われているわけであ りますが、本来の混合保育というものはそういうものではないはずであります。異年齢の、 異なる年齢の児童を集めて、その中で社会性というものを教育していこうというのが、本来 の混合保育の考え方であります。市がやっている混合保育はどうみても保育士の人数をカッ トする、そのことに使っているように見えるのですが、その混合保育に対する考え方をお聞 きします。

市 長 1 保健・医療・福祉について

申し訳ございませんが、今、おっしゃっていることがちょっと私は理解できないのですけれども。どういうその混合保育が、市が今やっているのがそのくだりがちょっと聞き取れなかったので、すみませんがもう一度お願いします。

寺口友彦君 1 保健・医療・福祉について

市がやっている混合保育というものが4~5歳児を一つの教室に集めておりますが、これは保育士の人数をカットするためだけにやっているのではないかと。本来の混合保育の考え方からずれているのではないかというところであります。

市 長 1 保健・医療・福祉について

4~5歳児をやっているのが保育士の確保・・・(「人数を」の声あり)私はそういうことだとは自分では認識しておりませんけれども、多く、では詳しいといいますか、そのことは担当部長からちょっと答弁申し上げます。

福祉保健部長 1 保健・医療・福祉について

保育園での混合保育というようなお話ですが、本来であれば年齢別保育、それが主眼であります。けれども、保育士の人数だとかそういったものの不足、そういったような状況がございまして、市では今、1歳児と2歳児で混合保育というのをやっております。今14クラス、14の保育園でそういったような状況になっておりますし、それから4歳児と5歳児で今10カ所の保育園で混合というようなことをやっております。先ほど申しましたように、本来であればやはり年齢別に保育をしていくのが筋であろうというふうに考えております。以上です。

寺口友彦君 1 保健・医療・福祉について

私は混合保育本体が悪いというわけではなくて、混合保育を実施するに当たっては4歳児 5歳児と一人ずつ保育士がいるわけですから、その教室に二人の保育士を入れるということ の方が私はベターであろうというふうな考えであります。検討していただきたい。

それから幼保連携についてでありますけれども、指定管理ということでこれで三つの保育園を市が委託をするわけであります。教育長おっしゃっていただきました、市の教育方針にしたがっていただくような保育方針でありますが、いわゆるその小1ギャップというものを考えた場合について、なかなか市の保育園と、指定をしてやっていただく保育園について、やり方がかなり違ってくる場合が出てくるであろうと思います。

そういうことを考えましたときに、やはり定期的な監査を市が行って、どういうような保育教育が行われているか、これについて干渉するべきではないかと私は思っていますが、これについての教育長のお考えを。

教育長 1 保健・医療・福祉について

現段階におきましては保育園の保育内容、保育活動を私ども教育委員会が介入するといいますか、関与するということにはなっておりません。私どもの観点、立場からは先ほど申し上げましたように、小学校の校長とか教員が、時々、その就学してくる保育園、幼稚園を訪問してその様子をみている。そしてその一人一人の子どもたちの理解を、保育園と学校が共有化すると、こういうことに努めているという段階であります。

繰り返しになりますが、教育委員会が幼稚園 幼稚園と言いますのは浦佐幼稚園は全く別であります。これは私ども教育委員会の管轄でありますから、ここについては全く異なりますが、そのほかの保育園、幼稚園の活動内容に対して教育委員会がいろいろ口を挟むというふうなことはしておりません。

ただ、先ほど申し上げたことの繰り返しになりますが、国際理解ですとか特別支援教育ですとか、こういった部分については今始めたところでございます。

寺口友彦君 1 保健・医療・福祉について

幼保連携でありますので当然幼稚園教育というのが入ってまいりますので、この部分についてはやはり教育委員会の方が定期的に監査に行くという部分が、私は必要であると思っております。その部分を何とか実現をしていただきたい。

それから学童保育でありますけれども、総文の資料にありますとおり非常に施設にばらつきがあると。学童保育に入ってくるお子さんたちをみてみますと、本来の生活する家庭を支援という部分のほかに、やはり友達がいなくて遊び場がないという部分も入ってくる。そうすると市内では待機児童発生はしておりませんけれども、将来的に需要が伸びてくる部分であります。

そうするとこの部分は実際に各学童保育の施設でやっている内容をみますと、例えば算数であったり、国語であったり、鬼ごっこであったりという部分で、これは全くもう小学校 1年生から 3年生の教育と同じであります。そうなればこういうところはやはり施設的にも人員的にも十分な配置をしていく必要があると思いますが、それについてのお考えを。

教育長 1 保健・医療・福祉について

この学童保育につきましても現段階、現時点におきましては、子育て支援課の所管すると

ころであります。したがいまして、この後これをどうするか。例えば教育委員会が一括して 持つのかというのは、これから議論をつめていきたいところでありますが、今の段階におき ましては、学童保育について、その内容について、教育委員会がいわゆる指導ですとかそう いうことはできないものと考えています。

寺口友彦君 1 保健・医療・福祉について

現段階ではそういう管轄でありますけれども、やはり教育という一貫として考えた場合については、そういうところに踏み込んでいかざるを得ないと。先ほど17番議員の中でも発達障害についていろいろと議論が交わされましたけれども、この議論なんかをみていてもやはり子育て支援課と学校教育課、これは一体的な動きをせねばならないというふうに思っていますので、このところは速やかな対応をしていくものであると期待をして終わります。

2 教育について

続いて2番目、教育の方のスポーツ振興の基本計画の部分でありますけれども、一般的に振興計画といわれますと3本柱が、子どもの体力の向上、それから生涯スポーツですか、生涯必ずスポーツをしていただくという。それから競技力の向上というものがありますが、この中で行政がなかば強制的にやっていただかなければならないという部分が、子どもの体力向上と競技力向上であるというふうに思っております。

一方、この生涯スポーツという部分については誘引といいますか、できるだけそういうふうに楽しんでいただきたいというような方向になるかと思うのですが、こういうような二つの分け方についての教育長のお考えをお聞きします。

教 育 長 2 教育について

私はこれらを分けて考えるというのは、必ずしも適切ではないと思います。つまり、子どもの段階におきましてはもちろん体力の向上でもありますし、もうひとつはいろいろなスポーツに触れることによって、自分で自分の生涯親しめるスポーツを見つけるという大きな役割があると思います。その延長の上に競技力の向上、こういったものがつながっていくのだろうと思いますが、いずれにしましてもまず入り口においてはいろいろなスポーツがある、いろいろなスポーツの楽しさというものをまず知ってもらう、実感してもらう。これが一番だと思います。

それからもう一つは、私どもも含めての何といいますか年齢の高くなった市民に対してでありますが、若いときからスポーツに親しんできた方々はそれなりにまた親しめるスポーツは同じです。しかし、ずっと仕事一本でこられたというふうな方々は、なかなか「さあ、スポーツをしましょう」といわれても何をしていいかわからないという方々も当然多いと思います。

したがいまして、先ほどの議員の質問に対してお答えしましたように、例えば認知症を防 ぐ体操ですとか、メタボを解消する体操ですとかこういったものも、スポーツとして位置づ けて市民、子どもからお年寄りまでスポーツという言葉が妥当か、本当にぴったりなのかど うかは別としましても、運動に親しめる、あるいは親しめる運動を持つということで生涯ス ポーツの一環としてやっていきたいと思います。

高齢者といわれる皆さんだってありましても、例えばマスターズというふうなスキー大会もありますしいろいろな大会がありますが、これらはまさに競技力を競う大会でありますので競技スポーツ、基礎的な体力を向上させるスポーツ、健康を保持・増進するためのスポーツというふうな区分けは、私は必ずしも適当ではないのではないかなと、このように思っております。

それぞれ各年代、あるいはそれぞれの体力とか健康状態とか、そういったことも勘案した中で、それぞれが親しめるスポーツ、運動を持つということが大切だろうと思っておりますので、これから策定しようとする計画においては、そういう考え方をベースにして組立てができればいいなと思っております。

寺口友彦君 2 教育について

わかりました。今ある社会体育施設を有効利用しながら、心身ともに健康で「ぴんぴん元気でころりといく」という、そういうような精神が市の中に広がっていくことを期待しております。

3 産業振興について

それから産業振興について1点だけお伺いしますが、初日の報告であったかと思いますけれども、65歳以上の国民年金が7,422件の受給があって、金額にして41億8,000万円であると。ほかの厚生年金であるとか共済年金が8,600件あるであろうと。そうすると65歳以上の方の年金総額がはっきりわかりませんけれども、100億円はくだらないであろうと思っております。

この方たちは老後のためにとっておくということはまずないであろうと。そのすべてが消費に回るということになれば、この部分をいかに市税の増資につなげていくために消費をしていただくかという部分での、振興策がとられていくのではないかなと思います。そういう考え方について市長のお考えを伺います。

市 長 3 産業振興について

年金の使い方といいますか、それはしかし議員おっしゃったように、すべてが消費に回るとはとても考えられません。お墓まで持っていくということは普通ないわけでありますけれども、しかしそれにしてもある程度の年齢を重ねた皆さん方は、どうしても何といいますか、子どものため、あるいは孫のため。それが消費をするということではなくて、ある意味遺産として残すという考え方も相当あるわけでありますし。

これが例えば100億円といたしましても、それがどんどん、どんどんと消費に回っていくという状況はちょっと私は考えづらい。ある程度はあるわけですね。ある程度はありますけれども、これをすべて消費にまわるものだということを念頭において消費の刺激策といいますか、それに対応をする産業とかというのは、ちょっと私は今考えづらい状況だと思っております。

寺口友彦君 3 産業振興について

庁舎内の方で人口問題ですかのプロジェクトチームを立ち上げたと。非常に良いことだと思いますので、これができれば市税の増収の方へつながるような、そういうような振興策といいますか施策を打ち出すための基本的な考え方、あるいは具体策が出るものというふうに期待をしております。

4 住環境整備について

それから住環境整備でありますが、合併処理槽の下流域に、さらにその水を集めてその部分の水質検査をするとかという考えは非常に良いことだと思います。問題になるのはその季節によって処理量がものすごく変動するという。要するに観光産業でありますけれども、季節によってその処理量が大幅に変動するというそういうところになりますと、なかなかその処理能力というものについてどうであろうかという疑問がまず1点出ます。そこら辺の対策をどういうふうに打ち出そうというお考えなのかなという点を1点お伺いします。

市 長 4 住環境整備について

詳しくはまたもしあれでしたら企業部長、あるいは下水道課長が申し上げますが、要は想定される最大人槽というのがございます。それをオーバーする場合は非常にやはり問題があります。例えば100人槽を200人も300人もどんどんと流し込むということになると、これは問題があります。反対に例えば100人槽と設置をして4人、5人だという場合、昔はバクテリアが繁殖しないとかいろいろなことがあったのですけれども、今は確かそういう面はちょっと技術的に改造されているのではないかと思っておりますので、これはちょっと間違っていたら訂正しますけれども。

やはり最大予想される人数の槽を設置していくということだと思っております。それによって水質はある程度保全されるものだという私は思いでありますが、企業部長の方でではお願いいたします。

企業部長 4 住環境整備について

今市長が言ったようなかたちで恐らく今もいっている。規模というのは例えば上越さんとかそういう大きい会社があった場合、そこのところを合併処理槽をする場合は、収容人数かける何パーセントとかというようなことで規模が決まる。そうしたときに寺口議員が言うようにやはり季節的にわあっときて、あとはずっとこないというようなときに、過大なかたちになる場合もあります。

ただ、その場合、バクテリアの補給等は当然しなければならないというようなことで、最後に出る汚水の水の水質等については、BODの基準がある一定の基準以外は出してはならないことになっていますので、それはクリアすることになっております。それの検査が1年に一回というようなことで、個人と観光施設はそういうかたちになっております。

そのときにどっと出しているときはどうだというようなことを心配しておられるかと思うのですが、それについては一応基準で大きさを設定した場合については、そういうことはならないような最大でみているというようなことですので、まあまあ大丈夫かなと思っております。

ただ、それにあわせて温泉ではなくて ああいう施設は当然その温泉施設みたいなものがあります。そういうのをする場合の注意等があろうかと思います。そこらあたりは観光、それから特定事業といって製造物みたいなものを作っているところについては、またそれに枠がかかっておりまして、年に何回か4回とか、そういうかたちの検査をさせていただきます。それをクリアしないとそれはゴーサインが出ないというかたちになりますので、そういう枠があるということだけ認識をしていただきたい。

寺口友彦君 4 住環境整備について

合併処理槽についてでありますけれども、なかなかその技術も日進月歩でありますから、相当能率の良いものがでてくるのであろうと思いますが、既に設置されている部分についてどうかという部分もありますね。もう一つ、下水道関係の決算の中で出ましたけれども、合併処理槽720基予定をしている。しかしながら現在のところ56パーセントぐらいの設置率であると。平成25年度に下水道事業は完全整備ということがありますけれども、つなぎこみの率などをみても、どれもなかなかその100パーセントまでいかないであろうと。

そうすると昨日も議論がありましたけれども、下水道法ではなかなか規制は難しいというのであれば、やはりその環境という面にいきますかね、環境基本計画とかそういうところの条例を整備していって、ではここはどうするのだという部分。当然公共施設も入りますのでそこをどうするかという議論もありますけれども、やはり環境基本計画を整備しながら、つなぎこみ率等の100パーセント達成を目指しながら、水質管理、やはりいい水を流していく。そういう方向を持っていけばいいかと思うのですけれども、それについてのお考えを。

企業部長 4 住環境整備について

確かに25年をめどに今進めておりますが、工事費加算等が出てくるかどうかわかりませんが、うちの方は25年を目標に打ち出しておりますので、そこにいって今ちょうど浄化槽については約半分強が設置してありますが、あと残り約4割の方々がおるかと思います。年々その申し込みをとってもなかなか後へ、後へというかたちで今恐らくきておりますのでどこかで 補助を切るなどということは言われませんが、やはりどこかでこういうかたちをしないと、なかなか「おお、そうか」というかたちが生まれないと思います。

今あと300件ぐらいの人が、あと残りをこうして勘定すると100件100槽ぐらいずつ作っていかなければならないかたちになりますが、そこらあたりが今後の問題になろうかと思いますし、また合併処理槽を自分で入れてあって恐らく我々が行くのを待っている人もいるかと思うのです。そういう場合についてはそれをうちが耐用年数の5年以内とかそういうのは引き取ることになっていますので、そこらあたりの話も今後出していかなければならないかなと。既に出ているかどうだかわかりませんが、そういうかたちの中で早めに我々が受け取ってしまえば公のあれになりますので、そういうかたちの宣伝も恐らくしていかなければならないかなと思っているし。

また、合併処理槽ではなくて単独で自分のうちでまだくみ取りだというような人は早めに 来てもらいたいというかたちで恐らく手を挙げていただきたい。それについてもピーアール が第一ではないかなと思っておりますし、今回の9月1日号で推進したりしておりますが、なかなか地域をあげてのピーアールをしないと、一歩ずつ抜き打ちだとなかなか事業が進んでいかないというのが現実ですので、集落の寄り合い等でまたお願いをしていかなければならないかなと思っております。

寺口友彦君 4 住環境整備について

下水道法のしばりでなくて、環境に関する条例でのしばりということについての答弁がございませんでしたが、ちょっとお考えをお聞かせ願いたい。

下水道課長 4 住環境整備について

環境という面に対しては、当然下水道については環境保全というようなかたちで進めているわけです。今現在も先ほど市長が答弁しましたように、魚野川13カ所等を水質検査しているというようなことです。これについても多分今の段階ではずっと続けていくというようなかたちでいきますので、そういうところでまた監視していくというようなかたちになろうかと思います。

市 長 4 住環境整備について

環境政策の中で、公共下水道は別個にいたしまして合併浄化槽にしばりをかけて、ある意味条例上、整備をしなければならないというような方向に持っていくか否かということを確か聞いたのだと思うのですけれども、非常に難しい面がございます。

しかし、しばりをかけられなくても先ほど企業部長、あるいは今の下水道課長が申し上げましたように、とにかく環境保全、そして自分たちの生活の質の向上、こういうことも含めて説得していかなければならないと思っております。

これも下水道の加入の接続のことと同じように、当然接続は法律的に決められているのだけれども罰則規定はない。これは合併浄化槽を設置しなければならないというもとの法律すらないものですから、そういう面でしばりをかけるのは難しいという思いですが、そうは言っていられませんので推進をしていくということでご理解いただきたいと思います。

寺口友彦君 4 住環境整備について

下水道については、下水道の整備後の企業としてどうやって維持をしていくのかという部分に大きくかかわってくる問題でありますので、条例も含めて研究していただきたいと思います。

5 行財政改革・市民参画について

最後に行財政改革・市民参画であります。市民に公表するという部分についてということでありましたが、答弁の中で新市建設計画、当初事業でありますけれども新市建設計画は総合計画に振替をして3年ごとに見直しをする、ローリングをすると。市民アンケートをとって、市民の今の考えといいますかについてもお聞きをしたという部分でありますが、実はうちの会派の方で日光市の方に行ってまいりました。日光市も当市と同じように合併5年を経過して、新しいまちづくりという合併検証報告というものを市報で出しました。その調査報告については総務部長の方にもお出しをしてありますけれども、これなんかを見るとああ、

なるほどな、こういうことをするために合併をしたのか、という部分が市民の皆さんからみ ると一目瞭然なのです。だから、これは非常に有効であるなというふうに思ったのです。

そうすると、市民アンケートを今後とろうというお考えですから、その市民アンケートの 資料としてこういうようなところ、今まで5年間こういうふうにやってきました。協定項目 についても載っております。それとか建設事業についても載っている。こういう部分を広報 で出すということ、これは私は必要ではないかと思うのですけれどもそれに対する市長のお 考えは。

市 長 5 行財政改革・市民参画について

私が先ほど申し上げましたのは、新市建設計画に登載をされている事業すべてを個別に公表するということは別にやるつもりはございません。成果としてこういうおおまかな、例えばこの道路を作ったからこうだとか、あそこの市道を改良したからこうだとかそういうことはやりませんということを私は申し上げているのです。トータル的な中で例えば今議員がおっしゃっているこの行財政改革、市民改革と、そういう分野の中で合併後こういうことを実施して、こういう成果があったと。これはもう当然いろいろの広報ばかりではなくて、例えば私の議会ごとの所信表明の中であっても、それはどんどん、どんどんとやっていくつもりですけれども。

私がさっきお答えしたのは、新市建設計画というのは皆さんもご存知でしょうけれども、 非常に細かい事業まで全部、個票には載せているわけです。それに基づいて県と、あるいは 国と調整をしてそれで結構ですよということでやってきているわけです。ただ、それを10 0パーセント実施するということではありませんけれども、いつも申し上げておりますよう にそこに項目の一つもない分野を、新たに持ち込むというのは結局は非常に難しい問題です。

そして、予断を与えるということが非常に困るということも申し上げてきました。合併後、一つ一つの事業を細かく発表して、なぜこれがやらないのだと、建設計画に載っているではないかというようなそういう、何といいますかあつれき的な部分をこれは避ける 避けるということではありませんが、そういうことを起こさないように、そういう問題をじゃっ起させないようにはやっているわけでありますので。おおまかなことは全部公表しておりますから、今議員のおっしゃったようなことは当然成果として、それぞれの機会に発表をし、公表していくということでご理解いただきたいと思います。

寺口友彦君 5 行財政改革・市民参画について

私はこの合併というものは、つまるところは簡素で効率的な組織づくり、これに尽きると思います。この合併の10年間でそういう組織づくりを南魚沼市がどこまでやれるのかと。ここまでやったというふうについてが、より評価の対象になるというふうに思っております。これは合併自治体の至上命題であるというふうに思っております。

そうすると、昨日の11番議員の質問の中で建設計画については、要は28年度以降は建設投資事業が20億円というような話の中で、これは合併10年の中にはトータルで建設もそうであるが、その事業を維持していくという部分についてはトータルですべて見ているか

ら、私たちがもらった新市建設総合計画の中になかった部分。例えば合併した中学の建設であるとかそういう部分、病院の建設であるとかそういう部分については、トータルで入っているという話ではありましたけれども。

特にその元になっているのが財政計画だと思うのです。私たちがいただいた財政計画。これなんか見ても、例えば市税なんか見ても相当の落ち込みもあると。交付税については国がああいう体勢をとりましたので、緊急的にということで交付税は増える、国庫支出金は増えるという部分で財政規模自体は膨らんではいるけれども、ではその合併が終わった28年以降の事業の継続のための維持全体を考えたときをみると、当初の計算から若干ずれが出てきている。この部分についてどういうふうに修正をしていくのかなと。

それは簡素で効率的な組織づくりの中で、すごく人数を絞った人員の中でこれをやっていかなければならないというわけですから、28年以降は。そういう中で果たしてやっていけるのだろうかというそういう不安があるわけです。そういうことに対しての市長のまずお考えを。

市 長 5 行財政改革・市民参画について

ご承知のように新市建設計画というのは相当の部分を網羅しております。ですから、考え方としますと有利な合併特例債等を活用して、今現在の市民要望の大方の部分を27年までに完了させたいという思いです。今おっしゃったように28年以降は特例債ももうききませんから、投資費用というのは今の半額20億円前後に落ちていくし、落としていかなければならないということです。

不測の事態ということではありませんが、その後に想定をされる部分、統合の学校だとかあるいは 病院はちょっとこれは別個に考えます。病院は別個に考えますが、そういう部分について例えば28年にその問題を急きょ解決しなければならない。だけれども費用が足らない。そういうときのために基金を、これは今28億円強です。それから合併振興基金もその時点ぐらいになりますと、24億円強は100パーセント市の方での運用が終わっていく状況になりますので、今の金額だけあわせますと52~53億円という部分は、ある意味基金として持っていられるわけでありますので、そういうことでの対応も可能ということです。極力そういうことはしない方向は持っていかなければなりませんけれども、そういう事態が生じればそういうことをやらせていただく。

そしてやはりある程度整備が進みますと、もうどんどん、どんどんと投資という時代から、維持管理も含めたそういう時代になっていくと思うのです。その投資事業の方はですよ。ソフトの部分は、これはもう社会保障的な部分も含めまして、福祉やそういうものもまだ別個にあがってきますけれども、投資的な部分というのはそういう方向にやはり持っていかざるを得ないし、持っていけるものだと私は思っております。

これからその28年以降、どういう投資的な事業の中での要望や需要が出てくるか。これは100パーセントの予測もつきませんけれども、まあまあ大きな新たにこういう問題が出てという部分は、さっきおっしゃった学校だとか、そういうことにある程度限定されてくる

だろうという思いですので、そう大きな心配はせずに28年度以降の財政運営も可能だと。

そして税収の落ち込みとかというこういうことは、当然想定をしながらシミュレーションをするわけでありますので、天地がひっくり返るほどのことになれば別ですけれども、ある意味想定の範囲の許容範囲の中に入っているというふうにご理解いただきたいと思います。

寺口友彦君 5 行財政改革・市民参画について

合併後28年以降でありますけれども、地方分権という時代から地域主権とそういう時代になってきているわけですが、28年以降は一本算定のほかに一括交付金というものが出てまいりました。これは想定外であるというふうに思います。確かに市長が言われるように基金自体は50億円を超えていると。その部分について十分対応できるであろうと思いますけれども、例えば初日ですか、議論があったように臨時財政対策債。これは交付金だと思っておりますけれども、例えば臨時財政対策債は3年据え置き20年返済ということであります。そうなると果たしてそのときに、一括交付金となったときに総額できますから、総額できた場合について、実はその部分も含んでいると言われた場合、結局トータルで市が自由に使える交付金というのは減るのではないかという、そういう心配をしているのですがそれに対するお考えを。

市 長 5 行財政改革・市民参画について

以前の三位一体改革の小泉改革時代のある意味悪夢ですね、それは。約束していたものを、まあその枠の中に入っていると。お金に色はついていませんからわかりませんので、いや入っているのだと言われればそれまでだということでありますが。そうは言いましても、今、地方交付税の中に臨財債というのは、いくら入っているということをきちんと明示して出してきているわけですから、まさかそれが今度は一括交付金だからもう全くわからない、全部まぜこぜにして、さあどうぞ、というその中にいくら入っているかなんてわかりません、なんてことには私はならないと思うのです。

一括交付金そのものの考え方というのは、地方交付税的な部分もそうですけれどもそうではなくて、補助金とか、補助金に代わる交付金とか、そういうものを地方自治体に一括交付をして、道路に使おうが、あるいは福祉に使おうが、学校に使おうが、どうぞその自治体のお好きなように使ってやってくださいということが一括交付金ですので。今、議員がおっしゃっていることを100パーセントないとは言い切れませんけれども、そういう方向にはなっていかないだろうと。

まさか国が それは国が破綻すれば別です。破綻すれば別ですが、国が二度も地方自治体をだますというようなことはあり得ないというふうに、信頼をしております、今のところは。これもわかりません。時の内閣でどういう人が、どういう政党が、時の政権政党になるのかちょっとわかりませんけれども、それはそう考えないでいいのではないかという思いであります。

寺口友彦君 5 行財政改革・市民参画について

約束でありますから、約束はきちんと守っていただけなければならないわけであります。

市報でこの合併5年を検証した部分を市民の皆さんにお知らせをするということは、やはり 市の職員も相当絞った中で行政サービスを実施していくに当たって、その中で行政サービス を提供する側とそれを利用する側とが共に、こうした方がいいじゃないかという部分での考 え方の共有が必要なわけです。情報のキャッチボールですね。

こういう話をすると市長は民意至上主義だというふうにおっしゃるけれども、これはちょっと私は違うと思います。そういうようなところを醸成していくということは、合併10年間にこの南魚沼市に与えられた課題であるというふうに私は思っております。やはりその市民の方にもこれから増えすぎた要望は、実はここはだめだという部分をお願いしなければならないですし、市としても計画していた部分をかなり縮小しなければならないというふうに私は考えています。

そのために情報のキャッチボールという意味で、まず一番手として市民アンケートを実施するのであるならば、やはりこういう5年の検証、成果ですよ、成果。あるものを全部あげると言っているわけではないのです。これにいくら使いました、こうなりましたという部分、それについての報告はやはりやってしかるべきで、そこからやはり市民参画が始まるものだと思っておりますが、市長のお考えはいかがでしょうか。

市 長 5 行財政改革・市民参画について

民意至上主義と申し上げましたのは、ある意味ためにする議論で民意を主導するとそういうことにそれぞれ反応をして、そこに屈してはならないというそういう意味で申し上げた。 市民の皆さん方とお互いの意見をキャッチボールしてやっていくなどということは、全く民意至上主義ではありませんから、それはちょっとはき違えないように。

今まで市民の皆さんに、合併してこれだけの効果がありましたというのは、予算特集号で 財政健全化の達成状況を詳しくお知らせしているわけです。合併したことによって例えばこ れだけの職員の給与費が削減できました。そしてあるいは建設関係の費用もこれだけに抑え てきましたとか、そういうことは5項目だか7項目の財政健全化の基準といいますか、我々 が達成目標に掲げた部分のここにきちんと載せていますので、71億円削減する予定が約7 6億円削減できましたとか、そういうことはお知らせしているのです。

ですから全く、さっき言いましたように個々の細かなものをいちいちということはありませんけれども、合併の効果がこうあったと。例えば合併して非常に5年あるいは10年たって、マイナス方向が出たとかそういうことがあれば、当然公表します。公表もしますし市報にも載せますが、今、合併をしたがゆえに悪い方向に向かっているということは、私は全く認識していません。市民の皆さんの声の中には、庁舎が遠くなったとかそういうことはあるのかもわかりませんが、それは塩沢も大和も庁舎をきちんと置きながら対応してきておりますし、今余りそういう声は聞かれなくなりました。

当初はやはり心配がいっぱいあったと思うのです。全部その本庁集約化されて我々が非常に不便になるのではないか。周辺部が置き去りになるのではないか。こういう心配があったと思うのですけれども、地域コミュニティー事業等も含めてやっていく中で、そういう心配

はある意味払拭されてきていると思うのですけれども。

議員おっしゃったように、何といいますか、ことあるごとに極力そういうことは私も市政報告会でもお話し申し上げますし、広報で載せられるものは載せていく。そのことについては全く議員と同じ考え方ですから。ただ、その手法や内容が、議員の求められる部分と我々の考えているところで若干の違いが出るかもしれませんけれども、基本的には同じ方向だというふうにご理解いただきたいと思います。

議 長 質問順位18番、議席番号3番・鈴木 一君。

会木 一君 本来であれば私の戸籍上の妻が傍聴に来ると言っていたのですが、今日は来ていませんので、私と昼寝をはかりにかければどちらが重いのか、という気がします。ここ3日間私は随分寝不足をしております。一般質問の緊張感だと思っておりましたが、悪いこともしていないのに8月末に夏風邪をひいてしまいまして、どうも体調がすぐれません。それと市内でもこれほど有名な鈴木 一に、会釈ができない市職員が多少なりともいることが私は頭にきていまして、私の会社の職員であれば即刻首にはできますが、地方公務員は法的に守られているそうであります。そんな職員が果たして市民への対応はどんなものか推して知るべきだろうと思っています。今度私はベストテンを市庁舎の玄関に張り出しまして、みんなに見ていただこうかなとは思っています。

1 小・中学生の体験型修学旅行の今後について

それでは通告にしたがいまして1番目、小中学生の体験型修学旅行の今後についてであります。質問のたびに観光産業の状況を訴えてまいりましたが、今回も厳しい状況を語らざるを得ません。今回の質問も毎回かの質問と重複するかもしれませんが、なるべく重複を避けたいと思います。

先般、産業建設委員会においても、下水のつなぎこみの状況が観光地において非常に悪い という指摘を受けました。しかし、これは実際設備投資の予算がない。ない袖は振れないと いう状態だと思っております。我が世の春を謳歌していた時代のお金はどこへ行ったのでし ょうか。

本年度、数校の小学生が当市に宿泊しましたが、今後どのように発展させていくのか。今期の入れ込みは年々減少し、市の基幹産業ともいえる観光の衰退は、市の税収にもリンクしてくるのではないか。また、後継者も育っていない現状に今後観光産業の発展にどう取り組んでいくのか。官民一体となって取り組むべきではないのか。今年度、小中学生の受け入れは少なからず市内の観光業にとっては潤ったのではないか。泊まってくれた子どもたちは帰宅後、南魚沼市の良さや地域の人たちのもてなしに感動したとの手紙もくれました。南魚沼市の魅力を訴えるにはこれほど素晴らしいことはないのではないか。今後の施策を伺いたいと思います。

2 一般競争入札参加の制限について

次に一般競争入札の制限についてであります。はじめに南魚沼市の入札の形態を若干説明させてもらいます。建築工事の制限付一般競争入札の要件。南魚沼市内管内に主たる営業所

又は従たる営業所を有するもの(南魚沼市管内に従たる営業所を有するものは南魚沼市内における営業所開設の日から10年以上経過していること)。これは平成20年9月1日以降であります。業務委託の制限付一般競争入札の要件。南魚沼市管内に主たる営業所あるいは従たる営業所を有するもの。南魚沼市管内に従たる営業所を有するものは、南魚沼市内における営業所開設の日から10年以上経過していることと謳われております。

業務委託のうち建設コンサルタント業務、測量業務等は合併時から業務内容により一般競争入札(南魚沼市管内に主たる営業所又は従たる営業所を有するもので行っています。)業者の数、業務内容により他の市町村もこれを多く取り入れています。業務委託のうち建築設計については、合併時から市内業者の指名競争入札を行ってきましたが、平成21年7月より制限付一般競争入札、南魚沼市管内に主たる営業所を有するもので行われてきましたが、平成22年4月より、要件、南魚沼市管内に主たる営業所又は従たる営業所を有するものに変更され、市外の業者が参加できるようになりました。これではペーパーカンパニーという会社でも参加できるということになります。

いろいろな方々の仲介をいただき、建築士会が2回ほど要望に伺い、今までどおり制限付一般競争入札、南魚沼市管内に主たる営業所を有するものに戻していただくよう市長並びに副市長にお願いをいたしました。しかし、インターネットの平成22年8月入札の公告情報に、平成22年10月1日以降に公告を行う委託業務の制限付一般競争入札参加要件に、南魚沼市管内に従たる営業所を有するものは、南魚沼市内における営業所開設の日から10年以上経過していることと付け加えております。なぜ、市外に本店のある業者を入札させたいのか理解はちょっとできません。

市長の仕事は市内業者でという度々の発言に矛盾しているのではないかという気がしてなりません。また、どうしても市外に本社のある業者を市内業者に準ずる扱いをするのであれば、営業所開設の日から10年以上という項目に、支店を登記していること、法人市民税を10年以上払っていること、技術者の一人以上が市内に住んでいることなどの条件を付けるべきではないか。

参考までに県内の他市町村での入札状況をちょっと調べてみましたけれども、新発田、三条市においては市内に本社、本店。上越市では市内業者による指名競争入札。十日町市は南魚沼と同じような条件ですが、市外業者、該当者がないために市内だけでやっております。 魚沼市においても市内業者だけであります。他市町村は設計委託は市内業者だけで入札しているところが多いのに、当市はなぜできないのかお伺いしたいと思います。以上です。

市 長 鈴木議員の質問にお答え申し上げます。

1 小・中学生の体験型修学旅行の今後について

体験旅行の今後についてであります。議員おっしゃったようにここ数年、南魚沼市の体験 教育旅行の受け入れは、大体3校から5校程度で今現在、横ばい状態。そして受け入れが夏 季に集中しているということであります。そういう中で連続して何校も受け入れる場合もあ りまして、受け入れ農家、民宿の皆さんにある意味潤いが与えられているのかもしれません が、負担も非常にかかっているということが状況として出ております。

この体験旅行、教育旅行、これはやはり私たちもこれからも、もっともっと進めていかなければならない、そういう思いで今、新しい視点から大手旅行関連企業に教育旅行地域活性化プロモーション業務、これを委託させていただいて、行く先の地域を指定して、モデル的にまず取り組んで、そして将来はこれが民間組織を立ち上げて自立的に活動できる体制、これを確立していきたいという思いであります。観光産業、これも当然市の農業にならぶ基幹産業という位置づけは私もしておりますので、この衰退は市の活力の衰退にもつながる。当然、衰退すればそれだけ税収の低下にもつながる。そういう危機感を抱いておりますので、また新しい発想のもとに観光客の受け入れ増になれるような方法を考えなければならないと思っております。

2 一般競争入札参加の制限について

一般競争入札参加の制限についてであります。私、1回だったですか2回ですか、皆さん方からそういうお話を伺いまして指名審査委員会の方にも話を申し上げて、今議員おっしゃっていただいたように、この一般的な設計業務委託契約の一般競争入札においては、市内に従たる営業所がある場合ですね、これは本社でないということですけれども、開設から10年以上経過していることという制限を新たに設けて10月1日から実施する旨、8月5日に公告したところであります。

これは今議員、おっしゃっていたので確かご存知だと思いますが、これ以上に他市の例も引き合いに出しまして、いわゆる市内に本社のない業者、あるいは納税をしていない業者、あるいは設計、その資格を持った方が常駐していない業者、これらをというお話でありますが、私は皆さん方からお話をいただいた際に、そこまでのことをしなくても、特殊的な部分は別にして一応今ある程度、皆さん方のご要望にこたえられるものだというふうな思いでありました。ですので、こういう処置をさせていただいたわけでありますが、建設業者もこうなのですね、建設関連も同じですので、同じことにさせていただいたということであります。

その辺はまた相当の不都合等があれば、考え直さなければならないかもわかりませんが、 とりあえずはここで、どれだけ皆さん方の方に、不都合、実害が及ぶかということをちょっ と検証させていただきたいと思っておりますけれども。そういう思いの中で建設関連のこの 入札参加資格と同一にそろえさせていただいたということで、現在はご理解いただきたいと 思っております。以上であります。

鈴木 一君 1 小・中学生の体験型修学旅行の今後について

最初の小中学生の受け入れについてですが、私はいつも市の姿勢にちょっと疑問を抱いていますけれども、私、観光協会長、林さんも多分やっておられた経験があると思いますが、市の担当が観光協会に状況を見に来たことは一度たりとも私はなかったように記憶しております。いかに現場を知らないか。市長が言うように大手旅行業者への委託も結構ですが、やはり市職員も市の営業マンとしてのプライドを持ってこれに取り組んでいくべきではないかと。他業者に任せて行くのは甚だ、多少なりメリットはあるのだろうけれども、市職員の意

識として私はいかがなものかなという気がします。

確かにこの不景気でどこの旅館、特に旅館関係で後継者は全くいません。ほとんど50過ぎの人たちが営業しています。冬季にあぐらをかいていた者が夏場に切り替えるということは、非常に気持ちの切り替えが大変でしたが、やはり冬よりも夏場に占める今度はウエイトが相当大きなものになってきました。やはり職員のやはり一人一人がビジョン持って。どんな観光に対してのビジョンを持っているのか、私は一人一人ちょっと聞いてみたいくらいなのですが、市長もそういう職員教育もきちんと、机以外のところでもやはり仕事をしてもらうような施策をしていただきたいと思っていますが、いかがでしょうか。

市 長 1 小・中学生の体験型修学旅行の今後について

私は今、市の、特にこの観光に携わる職員が、現場を知らずに庁内だけで立ち回っているということは、全くそういうふうに理解しておりません。ほとんどいすを暖める暇もなく土日もほとんどなくしょっちゅう、すべてが皆さん方の現場に回っているということではありませんけれども、首都圏も含めてイベント等にも積極的に参加をしてもらって、市のピーアールもしてもらっています。相当このことについては、他の自治体の職員と比べて、全くそん色はないというよりは相当過酷な業務を課しているというふうに、私は認識しております。

そして、先ほど申し上げました教育旅行の地域活性化プロモーションというのは、こういういわゆる大手旅行会社が地域を、例えば塩沢地域だとか、あるいは上の原地域、そこを選定して、そして南魚沼市内にはこういう教育関連の施設も含めて、そういう、いわゆる何ていいますか潜在的魅力がこうありますと。そこにどうぞ来てみませんかということを、まずモデルとしてそこへ呼び込むわけです。

今度はそれをどんどん、どんどんと地域に広げていこうということですから。これは市が、 市の職員がそういうつながりもノウハウもないわけですので、これはやはりその専門業者に お願いをして、そこまではやってもらう。あとは市の職員と民間と一緒になって、そういう 組織を立ち上げて市全体に広げていく。そういう構想ですので、丸投げの何でも知らないぞ ということではない。

具体的には市の職員の現場の把握状況がどうかというのは、私は一人一人に聞いたことは ございませんけれども、私が胸を張って言えることは産業振興部長以下、商工観光課長以下、 非常によくやっていただいているという思いです。また、具体的にこの部分がちょっと不足 だよとか、この部分に配慮が足りない、そういう部分についてはまたご指摘いただければあ りがたいと思っております。

鈴木 一君 1 小・中学生の体験型修学旅行の今後について

実情をわかっていただくために私は恥ずかしい話ですが、自宅の話をさせていただきますと、多分、冬季の入れ込みが3分の1まで落ちたというのが全体の話でありまして、実際うちが全盛期5,600人のお客さんが来ました。今年度300人です。トータル的には総論的な話では3分の1ですけれども、各論部分を見ていけばこういう状況のところが相当あるわけです。そういうものをやはり職員が把握をしていないというのは、その入れ込み方が違っ

てくるのではないかというような気がするのですけれども、いかがでしょうか。

市 長 1 小・中学生の体験型修学旅行の今後について

1軒1軒のですね、例えば鈴木さんのお宅、あるいは林さんのお宅、そういう部分についてここがどうだこうだという部分までは、確か100パーセントの把握はできていないとは思います。トータル的に民宿経営についてはこうだ。あるいはホテル・旅館についてはこうだとか、そういう部分は当然把握しているわけでありますので。また、その辺はきちんと調査もさせていただいて。ただ、個々具体的に鈴木さんところはこうだから、そこへだけこうだとなどということはできませんけれども、そういう実情の把握については、もう少しでは詳しく調査をするようにまた担当の方に命じておきますので、それらについてはまたご協力いただきたいと思っております。

鈴木 一君 1 小・中学生の体験型修学旅行の今後について

こういう話は多分単協に行けばデータが出ているわけでで、そういうデータを集めるのは 個々単協ごとには出てくるのだろうと私は思っています。これからは特に冬シーズンが来ま したら、商工観光課の方々の顔が見えるように私は望んでおります。

2 一般競争入札参加の制限について

次に2番目の一般競争入札の件ですが、多分測量や建設業の関係ではこういう要望は出ていないと思うのです。従たる営業所という意味の。建築士会はでも2回もこの従たる部分を外してくださいといって要望に伺っているわけですが、要望に伺えばすぐ直るというものだとは思っていませんけれども、これを外すことはさほど難しい話ではないと思うのですがいかがでしょうか。

市 長 2 一般競争入札参加の制限について

そうではなくて、建設業、建築ではなくて建設ですね、土木建設も含めた皆さん方も同じ要望をなさったのです。従たる営業所しかない、それがすぐに入札に参加できるというのは非常に困るということで、先ほど触れましたように10年そこにいていただかないと、参加資格はございませんというのを先に設定したのです。

ところが、設計業務の方についてはそれを設定していなかった。それで皆さん方から要望を受けて、そこに合わせていったということです。そういう経過です。それは間違いないですよね。そういうことなのです。

ですから、建築、いわゆる土木建築業と同一のレベルにさせていただいたということなのです。それはそういう流れできました。ですので、それである意味皆さん方のご要望にこたえられたのかなと思っていましたら、またこういう話でありましたので、この辺がまたどうできるのかちょっと検討してみなければなりませんけれども。今またこうやったばかりでまた例えば、ということがちょっと、すぐ簡単にはできないと思いますけれども、それは十分また話としては理解をしましたので、それぞれ検討はしてみたいと思っております。

鈴木 一君 2 一般競争入札参加の制限について

従たる項目を付け加えてくれというのは、これは市内から出るはずはないと思うので、多

分市外業者からのお願いなのだろうという気がするのですが、そうではないですか。

市 長 2 一般競争入札参加の制限について

土木建築業者の中にも、この市内に本社をもってきちんとやっていらっしゃる方と、営業所、あるいは出張所ということの中でやっていらした方がいるわけです。それが今市内に主たる営業、いわゆる本社のある関係の皆さん方が、それではどこから入ってきても、もう営業所だけの届出をすればすぐ入札参加できるではないかと。現実にそういうこともあったわけですので、それはちょっと困るということで、10年以上南魚沼市内に営業所なり何なりを置いていただいていない方は、入札の参加の資格はございませんということに変えさせていただいたのです。

そして、そのときに設計業務の方も一緒にやってしまえば良かったのでしょうがそうでなくて、それはちょっと別にしておきましたので。設計業務についてはいろいろ特殊性もありました。ところが、皆さん方から強いご要望もいただきましたので、今度は土木建築業者と同じレベルで10年、いわゆる簡単に入ってきてちょこっと営業所を置いてもそれは入札参加できませんというふうに、すべてレベルをそろえさせていただいたと、こういうことでありますのでご理解いただきたいと思います。

鈴木 一君 2 一般競争入札参加の制限について

どうも私の勘違いか。よく従たるというものは、本社が市外であるものでという解釈でいいと思う。それと営業所10年と言いますけれども、登記もしていない、だれも使っていない、例えばさっき言ったようにそういう業者が入って何のメリットがあるのかなという気がするのですけれども。私の解釈が違っているのかなと思いますが、やはり支店の登記をしてあることと、私が言ったのは法人市民税を10年払っているのか。それから技術者がいるのか。そういう制約というのはないわけですかね。

市 長 2 一般競争入札参加の制限について

細目にわたりますので、入札参加指名の委員長の副市長に答弁させます。

副 市 長 2 一般競争入札参加の制限について

この設計業務の方の発注方法でございますが、経過から申し上げますと今まで指名競争入 札でずっとやっていたわけです。したがって私どもの指名で、市内の本社、ちょっと大きい のは市外の業者にお願いしていたということでずっときていたのですが、皆さんの方からの 要望もあって一般競争入札に切り替えたのが最近なのです。

切り替えたときに建設業の方とあわせればよかったのですが、本店と営業所も可能なようなことで当初は走り出してしまったのです。一般競争入札に変えたときです。変えてしまったために営業所の皆さんはすぐ参加できる要件が整ってしまったということなのです。これは参ったということで皆さん方から要望がありましたので、建設業と同じように10年の枠をはめて制限をさせていただいたということが経過であります。

地元の皆さんの要望というのはよく私どもは理解しておりまして、例えば消防庁舎だとか あるいは認定こども園だとか、本来ですと市外、県内大手の方へ頼まなければならないよう なものも、今回は協力業者を入れてもいいからというようなことで、地元の方にもお願いしてきたような経過があります。ですので、全く皆さん方の要望を聞き入れなくてやっているということではなくて、徐々にそうしたことで地元の皆さんにお願いできるところはお願いしたいということで、枠を越えてまで今やっているような状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

また 1 点、その反面の部分がありまして、いわゆる総合福祉センターのように何十年か後にそういう瑕疵が出てきた場合、では、地元の業者の皆さんの中で本当に責任が取れるかどうかという、そういうことも考えますとなかなかいろいろな問題が出てきますが、極力地元の皆さんの要望に沿うようなかたちで今検討の方を進めさせていただいております。

この後、おっしゃられますように例えば看板一本、電話一本のそうした営業所が今のかたちですとやはり入札に参加できるようなあれになってきますが、そうしたところだけは私どもも何とか制限をかけていきたいというような気持ちでおりますので、もうちょっと検討をさせていただきたいと思っています。(「登記的な部分の話は」の声あり)

その辺は税務課に事業開設届とか、それから納税の辺のきちんとしたところを税務課の方で調べて、そういうあれをさせていただいておりますのでご報告をしておきます。

鈴木 一君 2 一般競争入札参加の制限について

市長が言うように、今の状況では多分まだ問題は出ていないのだろうと思います。今後もし、そういう状況が見られたら速やかに改善をしていただけると解釈してよろしいでしょうか。

市 長 2 一般競争入札参加の制限について

それは誤解を生むようでありますので、そういう改善をするということではなくて、そういう事案が発生して非常に大きな影響が出るということであれば、我々も考えていかなければならないということであります。そういう事案が出たらすぐ対応して排除するとかということではないわけであります。しばらくは出ないような感じがしますけれども、その辺はちょっとまだわかりません。そのときどきの対応で極力市内の皆さん方にお金が回るような、そういう方向を考えていかなければならないという思いは一つであります。

鈴木 一君 2 一般競争入札参加の制限について

回答はいりませんので。これは従たるという部分を外せば、10年だ、登記だなどという 問題は私は出てこないのだろうと思います。

次、関連がありますので。ちょっと私がふに落ちないところが、一日目の議会で感じました。大原運動公園の基本設計についても市長は地元でと断言しているのに、副市長は都市整備協会会員と言っている。私はネットで都市整備協会会員というものを調べましたら、漠然としていてわかりませんが、今、参加できる業者の中に都市整備協会会員というのはおられるのでしょうか。

副 市 長 2 一般競争入札参加の制限について

私どもが申し上げた都市整備協会の会員の中には地元の皆さん入っておりません。先ほど

の時点で申し上げましたが、大原運動公園のいろいろな施設もありますし、それから体育施設はかりでなくて、かなり土盛りと言いますか整地とかいろいろの土工事の方の部分の設計のそうした積算も入りますので、やはりそうした分野では専門知識も必要だろうというようなことでここにしたいということです。

ここの会員自体もかなり協会でそれぞれ研修会を開いたり、それから先進地視察を行ったりというようなことで、それぞれ会員の資質向上に努めているような団体でございますので、まあここなら間違いはないだろうというようなことでしたいというようなことです。これは先ほどもあそこで申し上げましたが、市長のまた決裁を得たところではございませんので、後でまたよく市長と相談しながら決定していきたいということです。

鈴木 一君 2 一般競争入札参加の制限について

地元では確かに重い部分があると思いますけれども、前回の一般質問でさせてもらったJVというかたちで、なるべく地元の業者を育てていただくようなかたちにすべきではないか。 斎場なんかもそうなのですけれども、やはり地元の業者を育てる意味でこれは設計のJVというのはあり得るのだろうという気はしますけれども、その辺についてお聞きをして最後にします。

市 長 2 一般競争入札参加の制限について

地元業者の育成も含めて、そういう方向をでき得れば出していきたいと思っておりますが、ちょっと見解が分かれておりましたので、私が余り熟知していなかったということだと思いますけれども。今おっしゃったようにJVということをやれば問題も解決するわけでありますから、その辺も含めて十分、今後詰めさせていただきたいと思っております。

議 長 質問順位19番、議席番号1番・桑原圭美君。

桑原圭美君 桑原圭美でございます。多くの皆さまの傍聴に耐え得る質問をできるよう にがんばりたいと思います。

1 財務体質の改善について

今日も一時82円台まで円高が進行しております。日銀が6年ぶりに為替介入いたしました。最近の円高傾向は有力な国内企業が持つ生産拠点の海外移転が進み、産業の空洞化が加速し、内需拡大を鈍らせる構造的な不安要素を構成しています。現在、海外に生産拠点がある日本企業の現地雇用はこの10年で450万人、設備投資は3兆6,000億円と言われております。これを国内の経済状況に当てはめることができれば大変な経済効果であります。

しかし、これは失われた10年と呼ぶには余りにも大きな損失ではないでしょうか。この雇用、設備投資を均等に47都道府県の各自治体、1,750自治体あるのですが、これに均等に分配しますと南魚沼市だけでも2,571人の雇用が確保できる状況であると言われます。

現在の為替レートで、例えばトヨタ自動車であれば1円の円安で約200億円の利益を失うと言われているこの円高傾向であります。このような経済情勢下において法人税を納めない企業が3割にのぼり、自治体の税収の減少と市民サービスの低下を招いております。また、

都市部よりも公共事業依存度が高い地方自治体において、普通建設投資額がこの10年で5 0パーセント以上減額しており、地方の経済状況は深刻さを増しております。南魚沼市の抱える構造的な問題は大型店の進出が進み、デフレが恒常化したこと。そして売り上げの減少に起因する税収の低迷があります。

次に主に公共事業の減少が招く財政支出の抑制による雇用の悪化。そして人口の減少と少子高齢化の進度が都会よりも速いことだと思います。世界不況の要因となった2008年秋のいわゆるリーマンショックにより、中小企業の資金繰り支援策として緊急経済対策信用保証料補給制度、緊急保証の実施がありました。当時私もこの仕事に従事しておりましたので、多くの中小企業の申し込みがございました。しかしこの制度を利用した融資に対し、全国で既に2,100億円もの貸倒れが生じております。これは一時的に資金繰りを支援したとしても根本的な経済の構造改革が進まない限りは、資本力に乏しい中小零細企業の経営環境は全くと言っていいほど改善していかないということを示していると思います。

また、この緊急保証制度は当初、借入れから2年間の返済猶予期間が選択できました。据 置期間が終わり、元金の返済が始まるこの11月以降に、新たなる、さらなる経済不況が予 想されます。この制度を利用した融資総額は約21兆円であり、この部分の1割に代位弁済 の懸念があると予測されています。この原資はすべて税金であり、ここで2兆円もの負担が 国民に課せられれば景気はさらに悪化します。ここでは南魚沼市の緊急保証制度の利用状況 を把握したいため、昨年12月議会に引き続きここで改めて質問させていただき、今後の市 内の景気対策の参考としたいと考えます。

もう一つ懸念材料があります。政権交代によって社会保障や福祉の充実が図られることは 非常に良いことでありますが、財源を確保しないままに国民に支給を開始しています。これ は将来に非常に大きな負担を残すだけでなく、近いうちに確実に増税が必要になるのではな いかと思います。

経済のセオリーとして財政難の社会にお金を支給しても、資金が自治体や個人の借金の穴埋めに消えるので、国民が期待する福祉の向上や経済の活性化には至らないと言われています。これが国民には歓迎されはしますが、結果的に財政破綻を招く福祉先行型政策の危険性であります。財政規律を重んじ市民の生活を守っていくためには、議会と市の職員との間の積極的な議論と計画が必要だと考えます。これも去年の議会でも申し上げましたことでありますが、健全なまちづくりのため、経済対策の勉強会をぜひ立ち上げていきたいと考えております。

2 1年度の決算報告を拝見しました。実質単年度収支で 2 1億円の黒字、財政調整基金の積立ても 7億円とのことであり、残高も 2 8 兆円を超え、一般会計予算の 1 割まで目前となっています。市債の残高は 1 0 兆円程度の減少が見られ、償還は発行額を上回っています。年度末の残高は 3 5 2億円ですが、市内に安定した雇用と税収が確保される状況に持っていければ、実際の借金と位置づけとしては、さほど問題のないものと私は思っております。本当に目に見える成果のあった決算内容であったと思います。当然これに安心することなくす

べての会計項目をチェックしながら、財政を健全化させよりよい市民サービスの提供に努めなくてはいけません。

ここで会計項目の一つ、南魚沼市の国民健康保険について少し触れてみたいと思います。 度々議会でも話題になることがある案件ですが、他の自治体でも同じような悩みを抱えているようです。財政難の市町村国保の運営は厳しいものと思われます。よく保険料が高いという批判を受けているようですが、理由として収納率の低さが上げられます。滞納繰越分が3億6,468万円という数字は、決して看過してしてはならないものだと思います。保険料の高騰原因は滞納にあると言っても過言ではありません。ここでは保険料滞納についての認識と保険料徴収に関して今後どのような管理を徹底していくのかお聞きしたいと思います。

2 南魚沼市障がい者計画・障がい者福祉計画について

次に南魚沼市障がい者計画・障がい者福祉計画についてであります。ここでは平成17年に成立した障害者自立支援法が、本来法律の恩恵を受けるべき方々の利益が確保されているかを検証していきたいと思います。本法成立により各市町村ごとにおいて身体・知的・精神障がいの一元的な福祉サービスを提供する仕組みの策定が求められております。また、雇用、福祉、生活環境、教育などの広範囲にわたって制度の見直しが行われ、障がい者政策の総合的かつ計画的推進が図られるようになり、障がいの有無に関わらず国民だれもが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現が、これからの地域の重要課題となってくるということであります。

まず、従来の法律との違いは、保護から自立に向けた支援という点があげられます。しかし障がいに対する継続的な医療費の自己負担は倍増したとの指摘があります。所得に応じて利用料を負担する応能負担から所得に関係なく利用に対して定率で負担する応益負担になったことで、極端な負担の増加が懸念されます。この法律により負担の増による施設利用の減少が施設への補助金の削減につながり、施設のサービスの低下が施設の閉鎖につながり、その結果として障がい者の行き場がなくなるといった悪循環が生じ、同法に見直しを求める声が全国に広がっています。南魚沼市の福祉現場において同法施行後の影響をどのように感じているかお聞かせください。

また、全国的に行われた相対的な統計ではありますが、障がい者の経済的負担が増加しているという報告に対してもあわせて確認したいと思います。また、身体障がい、知的障がい、精神障がいという異なる障がいを持つ方々へのサービスの提供を一元化することに対する率直な思いをお聞きしたいと思います。この障害者自立支援法は障がい者の就労を促進し、障がいを持たない人との共生を目指すという目的があります。しかしながら、仕事をしたり人と交わったりすることが難しい方々もいらっしゃいます。仕事に就くということで施設の外に向かわせるということも大切なことではありますが、そういった方々に合わせたゆとりのあるサービスを提供できれば良いと思っています。市長はどのようにお考えでしょうか。以上、壇上からの質問を終わります。

議 長 桑原議員の質問の答弁に入る前に、私の方から若干確認をさせていただき

ますが、21年度の決算、21億円に、「兆」というかたちが聞こえたように感じたのですが、 財政調整基金残高28兆円というような発言があったのですが、私の勘違いであればいいの ですけれども。

桑原圭美君 全く気付きませんでしたが、億円でございます。

議 長 財政調整基金残高28億円、市債残高の減少10億円ということでよろしいわけですね。

市 長 桑原議員にお答え申し上げます。

1 財務体質の改善について

まずはこの財務体質改善の中の緊急保証制度の利用状況と、中小企業支援の成果であります。国の緊急保証その他に新たな景気対応策の緊急保証、これらについては議員おっしゃったとおりであります。南魚沼市もそういうことを受けまして、市の緊急経済対策信用保証料補給制度をこの23年3月ですから、いわゆる22年度いっぱいまで延長させていただいたところであります。これの対象指定業種は22年の2月15日から例外業種を除きまして原則全業種の中小企業が対象となったところであります。

保証の実施につきましては平成10年8月から行われました特別保証、これが実質的な無審査で行われて、これは国の方でありますけれども多額の代位弁済を招いた反省から緊急保証では保証協会が企業の存続性などの審査を加えることとした。これは国の方でありますね、そういうことであります。

そして、国の全体の中での20年10月からの制度開始から22年7月までの保証承諾状況は承諾件数で117万1,909件です。承諾金額で21兆3,000億円強であります。市の状況は20年度が承諾件数が312件、4億3,595万9,000円。21年度が認定では406ありましたが、承諾で394で3億7,401万8,000円。22年度、現在8月まででありますけれども、108件、承諾件数が108件で1億754万9,000円。合計で認定件数831に対して承諾件数814、9億1,752万6,000円という数値が今出ているところであります。これだけご利用いただいたということであります。中小企業支援の効果であります。全国的にも2割でありますし、南魚沼市にあっても21パーセントの利用状況ということであります。

倒産とこの制度の関係では制度開始後すぐには倒産につながらなかったわけですが、平成21年9月から減少に転じて現在に至っているということでありますけれども、議員ご指摘のように2年間の据置期間終了後の懸念は、やはり一部にあるわけであります。平成21年12月に中小企業金融円滑化法が施行されて、倒産がすぐに増加に転じる可能性はある意味少なくなったのだろうと。モラトリアム法案ですか、それだと思います。

市の方でもこの緊急保証制度に連動させていただいて市独自の対策として、南魚沼市緊急 経済対策信用保証料補給、この制度を実施しております。利用状況はまた申し上げますが、 平成20年度で件数で239、補給金額で5,592万円。それから21年度が266件、補 給金額で4,674万円。22年度は一息ついたということでありましょうか、今のところ8 月までで54件、556万円。あわせまして559件で1億822万円の信用保証料の補給 ということであります。

景気動向はまあなかなか見通せない部分でありますし、中越地方では今のところ今期、来期とも持ち直し基調だというデータはあります。そして代位弁済につきましても、帝国データバンクのデータによりますと平成21年12月の時点で全国平均では0.55、この中で新潟県を含む関東が0.41で、全国で一番低い北陸は0.4という状況であります。

しかしながら中小企業全体のこの厳しい状況、これが改善されるという見通しはつかめていないわけでありまして、やはり国県の施策に連動して市でも行っているこの保証料補給を、引き続き今年度いっぱい続けていくわけでありますし、また中小企業者の皆さん方の相談にも対応する。そして来年度以降についてどういう対策が必要なのかということも、今から検討を始めなければならないと思っておりますのでまたよろしくお願いいたします。

失礼しました。最初に申し上げたこの国の方の利用の中での単位が一つずつ間違っておりまして、20年度が312件と申し上げましたこれが43億5,959万円。次が37億4千万。その次が10億7千万。91億7千万ということで失礼いたしました。

続きまして経済発展、財政健全化を目的とした議員と市役所の職員の勉強会の立ち上げでありますが、現在市と市の職員と議員の皆さん方のその勉強会の立ち上げということを特別に市として考えるということではないと思っているのです。職員の皆さん方が例えばクラブ、会派といいますかそういう中で、こういうことをいろいろ検討するから職員を派遣しろとか、それについては応じておりますけれども、何か組織的に市の職員と議会の皆さんとの勉強会の立ち上げというのは、これはやはり執行と議決という関係の中から慎むべきではないかと思っております。議会の皆さま方が独自の勉強会を立ち上げていただく、あるいはそれぞれの委員会の中で何かをやる、あるいは会派の中でやる。そういうときに市の職員を呼んでいただいて、いろいろ資料の作成を依頼するとか、あるいはそういうことについて調査をするとか、そういうことでひとつ市の職員を一緒に巻き込みながら、ご利用などと言うと物のようで悪いですけれども、使っていただきたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。

国保税についてであります。来年度以降の国保税について大変大きな課題を抱えているわけでありますけれども、今まではいわゆる国保税を上げないということの中で昨年度まではこの基金の取り崩しで対応してきたところでありますけれども、今年度は基金の取り崩しをしても、なおまだ値上げをしなければ状況として国保会計がもたないということでトータル的に9パーセントだったですか、税の値上げを今回はさせていただいたところであります。

しかし、これとて限界でありますので、来年度以降の国保の在り方について、今現在国民健康保険運営協議会の中でそのあるべき姿、そして例えば一般会計からの資金の出し方、あるいは額、そして納税者の皆さんからどの程度であればご理解いただけるのか。今、国保の加入者は全体の市の人数の3分の1であります。ですから3分の2の皆さん方は国保とはある意味関係のない納税者の方でありますので、そういう皆さん方からどの程度のことまでであればご理解いただけるのか。

そして市の方の一般会計の財政も、ではどの程度までであればこのことに耐え得るのか。 いろいろ、そうしなくてもこういう方法があるではないかとか、いろいろ出てくると思うの ですけれども、今3案あるいは4案を私どもの方でシミュレーション的な部分を作りまして、 先般その説明だけを行ったところであります。

今後2回から3回の審査会、運営協議会の皆さん方との会議を経て、来年度の国保税の在り方についてきちんとまた議会の方にもご報告申し上げたいと思いますが。大筋の部分が出た時点では、社会厚生委員会も含めて議会の皆さん方に方向性としてはこういうことで行きたいということは、またご報告申し上げます。皆さん方からいろいろまたご審議もお願いしたいと思っております。

保険料の滞納。これはやはり非常に憂慮しているところであります。徴収率が21年決算で申し上げますと、県内の市町村平均の徴収率は全体で82.28であります。これは現年分と滞納分を合わせて。市では、南魚沼市は全体で76.59。大幅に低い状況であります。そして県下全体でこれは30市町村の中で22位ですね。現年分では県下で26番、現年の方が非常に低くなっています。26位ということですから下あと三つか四つしかない。滞納分では14位ということでありまして、この収納率が非常に低い傾向にある。

また来年度も これは21年決算でありますから、22年も若干下がっておりますので、これらが大きな課題だと思っております。こういうことを放置したまま一般会計からのお金の投入ということは、やはりなかなか疑問があるところだということにはなっていくのだろうと思いますので、この辺をどういうふうに対応していくか。

そしていつも申し上げておりますように、どうしても納められない方からむいても剥いでもということはするつもりはございません。ただ、納められる状況にあるのに納めないという方も相当数いらっしゃるわけでありますので、ここにどうメスを入れていくか。そしてどういう措置をとっていかなければならないか。こういうことも含めて、きちんとまた対応していきたいと思っております。いろいろ問題点は多々ございますけれども、またよろしくお願い申し上げたいと思っております。

2 南魚沼市障がい者計画・障がい者福祉計画について

障がい者計画、福祉計画についてであります。この障がい者計画、市の障がい者計画につきましては総合計画を基本といたしまして平成18年度から23年度までの6年間を計画期間としております。「障がい者の自立と皆でつくる共生社会」これを基本理念といたしましてその基本理念を実現するためにも六つの施策に取り組んでいるところであります。この障がい福祉計画は、上位計画であります南魚沼市障がい者計画と障害者自立支援法、これに基づいて新たなサービス体系に対応した障がい福祉サービスの内容、これらの見込み量を定めているところであります。18年から20年までの3年間を第1期、21年から23年の3年間を2期、今2期目に入っているところであります。

2 期計画ではこの地域生活への移行、一般就労への移行支援、そして相談支援体制の充実・ 強化これらを重点目標としているところであります。障害者自立支援法の中では旧体系サー ビスから新体系サービスの移行の期間を24年3月までと定めております。市内の入所施設では23年4月を移行日として現在新体系サービスへの検討をしているところであります。 この移行が完了しますと第2期計画の数値目標をおおむね達成できる見込みですが、この移行は非常に難しい部分がこれから出てくるやもわかりません。

自立支援法成立、施行による影響の認識。これはやはり議員おっしゃったようにそれぞれの影響が出ておりまして、まずはこの市が一元的に3障がい福祉のサービスを提供する仕組みが作られたということであります。そして利用者からは負担の増、制度改正によるわかりにくさ、それらによってサービスの使い勝手が悪くなったと、こういう声は多々ございましたので、相談支援事業の充実によって個別支援の強化に取り組んで制度の復旧を今図っているところであります。

また、南魚沼地域自立支援協議会におきまして各年度の進捗状況の把握と評価を実施した上で、利用者ニーズに沿ったサービスの実現を行っているところでありますが、先ほど申し上げましたことと連動しますけれども、サービス事業者は23年度末までの新体制移行と地域移行による定員減、あるいは収入減になることに不安を感じているところであります。利用者ニーズに対応するための新たなサービスとして、日中一時支援の開始、あるいはグループホームの新設、こういうことについて移行後の事業体制について今検討を重ねているということであります。

経済的負担であります。この応益負担の導入によりまして、就労系の通所施設の利用者が 負担増の不満から3名の退所がございました。そして19年度から利用負担の軽減、減免措 置が随時実施されまして、今では21年度では平均負担率が3パーセントまで下がっている というところであります。22年4月から今度は低所得者、非課税世帯ですね、につきまし ては障がい福祉サービス及び補装具の利用負担が無料となりましたので、利用者負担の問題 は相当解決されてきているという思いであります。

次の障がい種別を一元的な福祉サービスの提供を目指したということの評価ということであります。この新設されましたグループホームでは、知的と精神の混合による運営が順調になされておりまして、それはそれで評価しなければならないと思います。今後もこの新体制移行に伴って福祉サービス事業者の方では一元化を検討しておりますけれども、これまでも知的・精神のサービス施設が身体障がい者を受け入れるための課題といたしましては施設の完全バリアフリー化、これが必要となるわけでありますし、身体障がい者の施設で知的障がい・精神障がい者を受け入れる課題としましては、それぞれの障がい特性に合わせた個別支援計画の作成が新たに必要になる。お互いが今までなかったところをやるわけですので、そういう問題が出てきます。一元化ということのためには、こういう問題を解決するためにやはり施設の改修あるいは人材育成、これらも必要になりますので、もう少し時間はかかっていくのだろうと思っております。

就労支援、このテーマをどう考えるか。この就労を支援するというテーマそのものは非常 にいいことだと思っているのです。思っておりますが、なかなか理想と現実は開きがあると いうことを今、痛感しております。ただ、平成22年6月に就労継続支援A型事業所として「魚沼わさび苑」ですね、新和コンクリートさんの小出工場のあそこ。これが新しく設置されまして10名の方が今、あそこで採用されて仕事をさせていただいております。それから一般企業による障がい者採用を促進するために、ハローワーク南魚沼それから就労移行支援事業所が積極的に企業訪問を実施して、採用枠の拡大を図っていこうというところであります。市も平成23年度、職員採用に障がい者枠を設けて実施をさせていただこうと思っておりまして、先般広報に掲載をしたところであります。

今、福祉的な就労につきましては、ご存知のようにあさひばら、それからセルプこぶし工 房、魚野の家これらで実施しておりますけれども、利用者の能力に合わせた個別支援計画に 沿った就業を行うことによって、工賃の向上を計画はしております。計画はしておりますが、 これも今の景気の落ち込みによって非常にまた厳しい状況であるということです。

今後も福祉的な就労利用の希望者が増える傾向にありますので、定員の拡充、あるいは施設の新設の検討を開始したところであります。余り景気等に左右されずに定期的にそしてある程度の工賃が獲得できるそういう業種、これらがいかにあるかというところでありますが、エコ平板というのを市の方ではやっております。あれの本来の利用、利用といいますか、エコ平板を発注する基準は、理想値としては公共事業費の2パーセントをそのエコ平板に当てるというのが理想の数値であります。とても2パーセントには当たっておりませんけれども、エコ平板そのものは非常に高い評価もいただいておりますので、折に触れ市の発注する公共事業の中で使える部分があれば、これを使っていきたいとも考えておるところであります。ちょっと雑ぱくですが以上であります。

桑原圭美君 それでは一つ一つ質問してまいります。

1 財務体質の改善について

大企業の海外流出による雇用の創出は大変残念なことでございます。これまでは長期の低金利政策を10年以上も続けているにも関わらず、設備投資が一向に伸びていないと。これは経済・金融両政策のミスではないかと思っております。

地元中小企業への支援ということでお伺いしたいと思います。県内の自治体で行われている中小企業向け制度融資を参考にしてみたのですが、融資の種類というのは何種類かある、設定している市町村もございますが、南魚沼市の場合は一般的な事業資金が必要な中小企業に対する融資とこの1種類だけでございます。この1種類だけでもいろいろな融資に該当するというふうに受け取れはできるのですけれども、これに付随してというか追加で、取引先の状況悪化による連鎖倒産防止であるとか、既存借入金の低金利への借り換え資金というような種類を設定して、より制度の意識を高めた方が、一般の中小企業の方々も利用しやすくなるのではないかというふうに私は思うのですがいかがでしょうか。

市 長 1 財務体質の改善について

先ほどちょっと触れました市の緊急対策としての信用保証料の補給ですね、これは今議員 おっしゃったその借り換えも可能というふうにさせていただいたのです。ですので、これで 確か相当借り換えを進めた方がいらっしゃると思います。これは緊急ですから、緊急的なものでありますけれども、今、議員おっしゃっていただいたように先ほどの議論でも出ました農業、あるいは商工業、こういう部門に対しての市のある意味支援策は、やはり何ていいますか、一律一定ではないのです。ですから、その辺も含めて商工業関係はどういうセーフティネットと支援策が必要なのか。農業はどうなのか。こういうことも含めて検討させていただいて、緊急的にやらなければならないものは12月補正でも何でもやりますけれども、でき得れば来年度予算の中から、そういう恒久的な施策ですね、緊急は緊急でやるのですけれども、恒久的なある意味使い勝手のいい施策も検討していきたいと思っておりますので、また議員の方からもご提言をお願いしたいと思っております。

桑原圭美君 1 財務体質の改善について

ウオロクの出店に対しての一定の方向性が出ました。私は市内の小売業者、又は消費者双方の考えを多少でありますがお聞きしました。消費者の中にはやはり大型店の新規出店には期待するような声もございました。ウオロクの調査ではこの地域は購買意欲が非常に高いとの見識でありました。平成8年に出店したジャスコは開店当時50パーセント以上が中魚沼地区からのお客様であったということであります。

現在工事中であります十二峠、八箇峠の交通警備会社にちょっと聞いてみたのですが、やはり中魚沼から南魚沼への交通の流れというのは安定的かつ豊富にあるということでありました。こういった人の流れを利用すれば、まだまだこの地域はいろいろなことの可能性のある地域だと私は思っています。

そこで、これから起業しようとする若手の新規経営者の分野で、育成するような市の資金 といいますか、そういった育成に対して力を入れていくべきではないかと思いますがどうで しょうか。

市 長 1 財務体質の改善について

今議員おっしゃったとおりでありまして、昨日だかおとといの質問の中でもお答え申し上げました。この地域の購買力は非常に高いものがあるということで、それぞれ大型店もこの地域の進出をねらったり、実際進出をしたりしているわけであります。そういう面ではある意味元気があると。しかも、今議員おっしゃっていただいたように八箇峠道路等の開通、あるいは17号バイパスの浦佐、これらの開通によって魚沼、十日町地域からまたそういう人の流れも当然増加してくるものだという 出ていくものもありますけれども、増加してくる方が当然多いという思いです。

そこでご質問の若手のベンチャー企業の育成ということ。これは本当に望むところでありまして、ぜひともそういう皆さん方が現れてほしいのです。ただ、どういう業種でどういうその支援を、ということについてがちょっとまだ私の調査不足でありますので、これも関係業界の皆さん方との会談の中からでも導き出さなければならないと思います。先端業種、先端業種と言いましてもなかなかその電子関係ばかりではないわけでありまして、今やまんがだとかいろいろの分野に及んでおりますので、どういう業種的なものにある程度照準を定め

て、そしてそういう立ち上がるときの支援制度を作っていけばいいのか。またこれも勉強中でありますので、議員は非常にそういうことにまたお詳しいようでありますから、ぜひともひとつご提言も含めてご指導いただきたいと思っております。それは実際本当にやっていかなければならないことだと思っております。

なお、申し添えますけれども、健康ビジネス連邦構想の中での健康関連産業、これもぜひとも市内の皆さん方から起業、業を起こしていただきたいとそういう強い思いを持っておりますので、またよろしくお願いいたします。

桑原圭美君 1 財務体質の改善について

私もこの新たな産業育成に対しては気を配ってまいりたいと思います。市の職員と議員と の勉強会に対しては、市長の答弁のとおり従来どおりの勉強会をさらに深めまして、取り組 んでまいりたいと思います。

次に市民のための国保ということに移りたいと思います。日本の国民皆保険というシステムは世界的に評価が高いものです。健康保険制度が創設されたのは大正11年、1922年のことであります。労働者の健康が損なわれた場合に国全体の労働力が低下し、国益が損なわれるとの理由で労働者を対象にした制度でありました。当時の世相をよく反映しております。

1959年に市町村国保事業が義務化され、勤め人以外の医療保障が担保されました。フリーターや無職の人も加入できるため、よく最後のとりでなどと言われますが、この最後のとりでといわれている部分に保険料の滞納率が高いことで、国保財政を圧迫する原因があるとされています。また、サラリーマンの医療保険料は労使折半ですが、国保は全額自己負担であり大きな負担となっています。

厚労省は今日の国保財政は非常に危機的状況にあるとしています。保険料の高騰理由のひとつに高齢化があげられると思います。ここ20年間で60歳以上の人口が倍以上になっており、また就労人口は15パーセントの減少、14歳以下の子どもの数は半減しております。これは国保運営がこの先さらに行き詰まる徴候を示していると思われます。当市において国保加入者の少子高齢化問題をどうとらえているかお聞きします。

市 長 1 財務体質の改善について

国保につきましては少子高齢化といいますか、いわゆる高齢者、職を持っていても高齢者、いわゆる自営業者ですね、そういう皆さんが圧倒的に多いわけです。若い人がこの国保に加入するというのはほとんどなくなってきているのですね。世帯加入になれば別ですけれども。

ですので、その少子高齢化の一番のあおりを受けているのは、やはり国保だというふうに思わざるを得ません。若い皆さん方が勤めもままならないということであります。勤められないときには国保に移らなければならない。これは本当に大変なことなのですね。そして保険料を納められないという状況になる。

保険料につきましては先ほどちょっと触れませんでしたけれども、収納対策としてコンビ

二収納、これは全部の税目というのは、県下でも私たちの市とあとどこかの町が一つやっているだけで、非常に画期的な制度なのです。24時間全国どこからでも納められる。ただ、それをやったから飛躍的に収納率が上がったなどということにはなりませんけれども、職員も一生懸命この収納対策には取り組んでいるところであります。

割合と知られていませんけれども、ここで申し上げますが、差し押さえも随時実施をさせていただいているところであります。預金の差し押さえ、あるいは不動産の差し押さえですね。その前段に預金調査にまず入らせていただく。そこで納める方と、平然として納めない方といろいろあるわけですけれども、そういうものが確認できればすぐ差し押さえ、あるいはそれがなければ不動産。そういうことも含めて相当厳しくそういう面には対応させていただいているということも、またひとつご理解いただきたいと思っております。

桑原圭美君 1 財務体質の改善について

厚労省平成19年の資料によりますと国保加入世帯の平均年間所得は約170万円。この中から保険料が徴収されるわけですから、非常に厳しいと思われます。同じく平成19年の統計ですが、国保加入世帯主の職業別割合のトップが何と無職でありまして、国保に加入している世帯主の55パーセントが無職という驚がくの結果が出ております。制度上また性質上致し方ないことかもしれません。

前回の6月議会で財政健全化計画の中で扶養費が増え続けるという財政シミュレーションをついて議論をしました。保険給付費が増えれば当然保険料も高くなります。現在保険料が50万円を超えている自治体が全国で二つありましたがいずれも大阪府でありました。国保保険料の軽減世帯は、国の統計では44パーセントに上っており、実に加入の半数近くが定められた保険料を払えない状態となっています。

ここでまた質問ですが、保険料滞納に対する当市の軽減措置の状況はどうなっているか。 また、資格証明書と短期被保険者証の発行状況はどうなっているか。おおまかで結構ですの でお答えください。

市 長 1 財務体質の改善について

ある程度細部に至りますので、市民生活部長の方で答弁させますので、よろしくお願いい たします。

市民生活部長 1 財務体質の改善について

保険税の軽減につきましては、大体4割が2割、5割、7割の軽減になっております。それから資格者証とか短期証の関係ですが大体500か600ということで、おおむね横ばいの状態でございます。中には収納相談等に応じて例えば短期証だったのが一般の保険証に戻ったという方もまれにはありますが、ほとんどが現状維持というふうな状況でございます。

桑原圭美君 1 財務体質の改善について

滞納による証明書発行の問題に関してですが、平成20年12月参議院本会議において中学生以下の子どもを一律に救済するという法律が成立しております。保険料を滞納している世帯であっても子どもに保険証を無条件で交付する。さらに現政権が高校生まで拡充すると

申しております。そういう方が周りにいらっしゃいましたら、ぜひそのようにアドバイスを お願いいたします。

保険料滞納率が高いと国から調整交付金が減額されるという仕組みがございます。これが 我が市ではどうなっているか。また、子育て支援を充実させすぎることで医療給付費を増や すと交付金減額の対象となるということもあるそうですが、そこら辺含めて答弁をお願いい たします。

市 長 1 財務体質の改善について

収納率が91パーセントを下回りますとそれに影響が出てくる。国からの交付金の方に影響が出てくる。今のところ私たちの市は92パーセントくらい、それより若干いいくらいですからその該当にはならないわけであります。

子育て支援に力を入れすぎて減額になるという、それは私はちょっと余り聞いたことありませんが、確かそれはないと思うのですね。子育て支援に力を入れすぎていてそちらの方が減額になるということは、普通はあり得ないと思いますけれども、それは何か別の観点からあるのかもわかりませんが、ちょっと今のところは該当はしていない。それについても該当はしていないということでご理解いただきたいと思います。

桑原圭美君 1 財務体質の改善について

等しく医療サービスを受けることに対して税負担の公平という観点から考えても、収納率を上げることは最大の課題だと思っております。コンビニで支払える仕組みというのは大変よいことだと思いますし、できるだけ簡単な方法で納められるように工夫していくべきだと思っております。

先ほども触れましたが、保険料の滞納繰越分が3億6,468万円であります。徴収する権利は5年で消滅するという地方税法にしたがい、毎年不納欠損を発生させていますが、この部分に関しては生活が苦しいために払えない世帯の保険料の減額措置とは、少し違うと思っております。

地方税法 1 5条の 7 では処分する財産がない、処分により著しく生活が窮迫する、所在も処分する財産も不明という時効成立の条件があります。この状態で 5 年間経過させるということは大変な問題があるのではないでしょうか。保険料の滞納が原因のすべてだとは言いませんが、一般会計より 3 億円もの繰り入れを行うのは国保に加入していない市民の方々からすると、不公平感の強いものであります。一般会計からの繰り入れに対して市長はどのようなお考えをお持ちでしょうか。

市 長 1 財務体質の改善について

非常に難しい問題でありまして、一般会計から例えば繰り入れる場合、どこが適当なのかということです。収納率が約92ということになりますと8パーセントの皆さん方が納めない。それが今度は納めた方にまた上乗せして全部国保税になってはね返っているわけですから。例えばその数値を一般会計から補てんをしたらどうかとかと、いろいろな検討をしておりますけれども、何が適当だということはなかなか出てきません。数字的にぱっと羅列すれ

ば、加入者の数、市の納税者の数から国保税を納める、いわゆる国保の対象になっている方の割合でいけば、先ほど言いました3分の1となりますけれども、では3分の1と言っても元のお金がどこへあるのか、その3分の1でということになります。

なかなか難しい問題ですが、やはりいろいろ調査をしてみますと国保税そのものは、これは私どものところばかりではなくて、他の医療保険よりは相当やはり高いです。確か約倍近い金額になると思うのです。そういうことも勘案したり、いろいろの要素を勘案して決めていかなければならないと思っておりますけれども、なかなかこれだという決め手は、今私が持っているところではございません。

桑原圭美君 1 財務体質の改善について

これが9月13日の厚労省からの資料ですけれども、現在は自治体が滞納というか減免分を全額負担しているが、新たに国の基準に沿って減免した場合は、半分を国が補てんしていくというような考えを都道府県に通知したという資料ですけれども、もし、こういったことが実際可能であれば活用していったらいいかなと思います。

次の質問ですが、私も市役所を利用しますし、市民の方をご案内することもあります。市民生活部長、福祉保健部長を始め市民の生活を守るという福祉部門の職員の方々の対応はとても親切ですし、非常に良いと感じています。ただし、大変デリケートな仕事であり、担当部署の多忙さは十分承知しております。しかし、滞納欠損が発生することは利益の喪失でございますので、非常勤でもよいので保険料徴収強化策として担当者を設置するなど、徴収を強化してはどうかと思いますがいかがでしょうか。

市 長 1 財務体質の改善について

これは市税全体に対して、そういう臨時的な職員を採用したりしながらやっております。 今何人いるのか。今年1名増やして3名の・・・21年度からですか、3名それ専門の方々 ですね、対応させていただいております。

なお付け加えますけれども、東京にはお一人塩沢時代からのそういう専門官がおりまして、 委託的なことの中で基本給を払い、あとは実績に応じて報酬を支払うというかたちで、滞納 整理に当たっていただいているということであります。

桑原圭美君 1 財務体質の改善について

昨年の総選挙で政権交代が行われました。民主党マニフェストは医療保険制度を一元化する方針を打ち出しておりました。それから1年経過せず参院選挙があり、これは難しい状況になったと言えます。また他の政党も苦しい経済状況の中で財源を生み出そうと、公務員や公務員給与の削減を叫ぶようになってきております。

しかし、南魚沼市の平均所得は240万円台まで下がっており、また、先に述べた構造的な問題がクリアされない限りは、公務員の給与削減という政策がすぐに地元経済や市の財政に良い影響を与えるかどうかは、私は不透明な状況であると思っています。確かに公務員給与は予算配分からしますと非常に大きなウエイトを占めており、魅力的な財源であります。これを市の財政のために有効活用できないか、考えなければならない時期にきているのでは

ないかと私は思っています。

そこで提案ではございますが、市の、先ほどは国保運営協議会ですかでいろいろ検討しているということでございましたが、市の職員の方々にこの市町村国保に加盟していただくということができないものか。職員は地方公務員共済組合に加入して、それぞれの医療保険証を持っていると思いますが、これを南魚沼市の国保に加入していただいて、国保財政の健全化そして何より市民の負担を軽減するということになるのではないかと思います。当然公務員の方の負担が大きくならないように調整することは必要だと思います。

もし実現すれば全国に先駆けての行財政改革になると思います。こんな動きが近隣の自治体に波及すれば医療制度の広域化が進み、地域住民の方に先進の医療機関を作っていく事業に大きな展望が開けてくると思います。やや拙速な提案だとは思いますが、検討の余地があるかどうかお聞きしたいと思います。

市 長 1 財務体質の改善について

余りにも唐突な提案で、今ちょっと後ろで確認しましたが、それはでき得ない。市の職員が地方公務員共済から脱退をして、そして国保に加入するということはでき得ないということだそうであります。そういうことができれば本当に期間限定でもいいですから、そして若い人が特に病気にかからない人がどんどん入って保険料だけいっぱい納めていただければ国保の会計も非常に良くなっていくことでありますけれども、なかなかそれができ得ない。

冒頭、議員申し上げたようにやはり医療のその保険制度の一元化です。これをもうやっていただかなければ国保の、他の医療保険もありましょうけれども、根本的な解決には絶対なり得ないということだと思っておりますので、そういう方向を目指して、我々もまた国の方に働きかけをしていかなければならないと思っております。

桑原圭美君 2 南魚沼市障がい者計画・障がい者福祉計画について

それでは障害者自立支援法に移ります。端的に申しますとこの法律は障がい者に費用の原則 1 割負担を求め、障がい者の福祉サービスを一元化、保護から自立に向けた支援に当たります。また、同時に国の財源負担義務を課しているということであります。法律立案者のねらいとしまして、地域の限られた社会資源を活用できるように規制緩和を促しています。市町村が地域の実情に応じて障がい者福祉に取り組み、障がい者が身近なところでサービスを利用できるよう、空き教室や、空き店舗の活用を視野に入れて規制を緩和するとあります。

他の自治体でも取り組みがあるようではありますが、空き校舎などの利用は考えているでしょうか。今後統廃合が進んでいく中で、もちろん校舎がそのままこういった施設の利用に即しているかということは難しいかもしれませんが、またそういったことで利用できれば新たに箱物を作る費用をソフト面に回して、福祉が充実できるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

市 長 2 南魚沼市障がい者計画・障がい者福祉計画について

トータル的に考えますと、空き校舎といいますかそういうことの利用というのは、やはり 考えていかなければならないことだと思いますけれども、ただ、今私どもの市内のこの障が い者施設が老朽化して大変だとか、あるいは入所希望に対して全く数が不足しているとかと いう状況ではないと思っています。ただ、魚野の家がちょっとやはり手狭になってきている ということは伺っております。

ですので例えばそういうものの建て替えとか、そういうことになれば空き校舎ばかりではなくて、いろいろ先ほどおっしゃった空き店舗とか、そういうことも含めて一番利便性のいいところをそういうふうに利用していくということは、当然考えていかなければならないことだと思っております。今、具体的にこういう問題が、ということはまだ発生はしておりません。

桑原圭美君 2 南魚沼市障がい者計画・障がい者福祉計画について

はい、わかりました。地域生活支援事業という中で市町村が行うものとされている事業というものがございます。その中に障がい者に対する虐待の防止、及びその早期発見のため、関係機関との連絡調整、その他障がい者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業とあります。この市内で障がい者に対する虐待や権利の侵害などの例があったかどうか。そしてまたあった場合はその対応はどのようにしているかお聞きします。

市 長 2 南魚沼市障がい者計画・障がい者福祉計画について 虐待等の実例といいますか、現実にそういう問題は起きていないということです。

桑原圭美君 2 南魚沼市障がい者計画・障がい者福祉計画について

次に退院支援施設ということで総務省の見解ですが、日本の精神病棟は世界的にも多く他国と比べると異例であると、総務省は見解を示しています。長期の利用を減らし自立させるという意味で、福祉施設というのはあくまでも通過施設にするのだという目的があるそうです。しかし、精神障がい者の中には、なかなかこういったことが難しい方も多くいらっしゃるということでした。

また、応益負担の裏づけのために同法では障がい者の就労支援を謳っているものの、就労 支援の方は遅々として進まない。なぜならば、障がいの重度の方には就労ができない方が多 いというのは、当然なのですけれども、そういった視野に立つとなかなか重度の障がいの人 が就労するということができない制度になっています。

実際に施設に伺ったのですが、こういった方々に対しての市の対応というのは、十分市はよくしてくれていると申しておりました。引き続きのご支援をお願いしたいと思います。そこでなかなか就労支援して施設の外に出られない方、長期入所の方にも緩やかに対応して、長くいたい方には長く施設を利用できるような対応を市が独自でできるか。そういう対応ができるかお聞きしたいと思います。

市 長 2 南魚沼市障がい者計画・障がい者福祉計画について ちょっとそこまで私が承知しておりませんので、担当部長に答弁をさせます。

福祉保健部長 2 南魚沼市障がい者計画・障がい者福祉計画について

具体的にそういうふうな話がございましたら、私どもの方に相談をいただきたいというふうに思います。すべてそういった施設に長くいるというようなことは、一律的には多分でき

ないと思いますけれども、そういうふうな事案があったらぜひ私どもの方に一声お願いをしたいというふうに考えています。よろしくお願いします。

桑原圭美君 2 南魚沼市障がい者計画・障がい者福祉計画について

次に現場の実情からかい離した施設基準による障がい者施設の経営困難や廃止という問題がございます。応益負担が影響し、利用した分だけ支払いが増加する。施設の利用が減りそれに伴い補助金が削減され、施設の収入が減っていくというケースが全国で散見されているそうです。

施設の経営が困難となっており、施設職員の給与引き下げや人員削減が多く見られております。これに対して施設の一層の経営努力や施設間の競争が必要ではないかと厚労省は言っているそうですが、なかなかそうもいかないと私は思っております。介護福祉というせっかく大変な仕事をしている方々の離職率が非常に高いということは、非常に残念であるし、大変な問題だと私は思っております。このような大変な仕事をしている方々を、市としても支援をしていけないか。そして施設の健全経営と職員の待遇には強い関心を持っていただけないかということでお聞きしたいと思います。

市 長 2 南魚沼市障がい者計画・障がい者福祉計画について

そういう福祉施設に競争の原理を持ち込んでということは、もうやるべきではない。厚労省がもしそういうことを言っているようであれば、それはちょっと我々は 私はそういうことに対しては賛成はでき得ません。そこで今、議員おっしゃったように、市として何ができるか、どうしなければならないかということは、それぞれの施設の内容や人員やそういうことによって変わってくるわけでしょうので、される対応をしていきたいし、そしてその施設の運営がもう行き詰まってどうにもならないということにはならないように、注意深く私たちも相談を受けながら見守っていかなければならないと思っております。もし、そういう事例がございましたら、先ほど部長が申し上げておりますようにすぐにご相談においでいただきたいと思っております。

桑原圭美君 2 南魚沼市障がい者計画・障がい者福祉計画について

最後です。障がい児入所施設における問題として、障がい児、いわゆる子どもに対する問題に関してです。障がい児入所施設においては児童福祉法の改正にあわせ、2006年10月1日より障害者自立支援法の適用となりました。それに伴い障がい児施設のみが入所にかかる実費負担が必要になってしまいました。これが改正ではなく改悪と言われているゆえんだそうです。

そもそも所得がなく保護者による保護が必要な児童全般において、障がい児も利用の際は 対価を支払うという自立支援法の枠組みに組み込まれ、自立を促されるようになったのは大 変問題があります。これに対しては市内の子どもに負担がかからないように、引き続き配慮 をしていっていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

市 長 2 南魚沼市障がい者計画・障がい者福祉計画について 十分な配慮はしていきたいと思っております。 桑原圭美君 2 南魚沼市障がい者計画・障がい者福祉計画について

福祉問題は単にお金をかければ解決するというものではないと思います。地域全体で関心を高め、思いやりの心を持って障がい者と共生していくということが、南魚沼障がい者計画の中にも謳ってございます。福祉のまちづくりに対しての思いを市長に最後にお伺いして質問を終わりたいと思います。

市 長 2 南魚沼市障がい者計画・障がい者福祉計画について

いわゆる健常者も障がい者も、共にきちんとした人生を送れるという社会の構築ということであります。ただ、私たち健常者はややもしますと障がいを持っていらっしゃる皆さん方を哀れみの目で見たり、ところが障がいを持っている皆さん方はそれは全くそうではない。 自分たちはそれをきちんとそれを乗り越えながら生きていくので、哀れみとか情けとか、そういうことはそう必要としていないということであります。

ですから、お互いがお互いを理解し合いながら、本当にきちんと暮らせる社会、この構築に努めなければなりませんので、特に障がい者であるからどうだこうだという考え方を、まだ私もありますけれども、それはやはり捨て去ったときが本当の何て言いますか、平等な社会なんだろうと思っております。そうなられるように精進していかなければならないと思っております。

議 長 以上で一般質問を終わります。本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会いたします。

議 長 次の本会議は明日9月16日午前9時30分から当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

(午後3時32分)